

# 鳥取県公共施設等総合管理計画

[第2期 令和8年度～令和27年度]

令和8年3月策定  
鳥 取 県



# 目 次

## 第1章 概要

- 1. はじめに ..... 1
- 2. 計画の位置付け ..... 1

## 第2章 本県の保有する公共施設の現状等

- 1. 公共建築物 ..... 2
- 2. 土木インフラ ..... 5

## 第3章 本県の公共施設の改修・更新・維持管理に係る経費等

- 1. 第1期計画の公共施設の改修・更新・維持管理に係る経費等の見込み ..... 7
  - (1) 公共施設全体 ..... 7
  - (2) 公共建築物 ..... 7
  - (3) 土木インフラ ..... 8
- 2. 第2期計画の公共施設の改修・更新・維持管理に係る経費等の見込み ..... 9
  - (1) 公共施設全体 ..... 9
  - (2) 公共建築物 ..... 9
  - (3) 土木インフラ ..... 10
- 3. 充当可能な財源 ..... 11

## 第4章 本県の財政及び人口の現状と課題

- 1. 財政状況 ..... 12
- 2. 人口推移 ..... 14

## 第5章 公共施設の適正管理に関する基本的な考え方

- 1. 計画期間 ..... 15
- 2. 計画の対象財産 ..... 15
- 3. 基本方針
  - (1) 公共建築物 ..... 15
  - (2) 土木インフラ ..... 16
- 4. 第1期計画において行った対策の実績
  - (1) 公共建築物 ..... 17
  - (2) 土木インフラ ..... 21
- 5. 数値目標 ..... 22
  - (1) 公共建築物 ..... 22
  - (2) 土木インフラ ..... 22
- 6. 取組体制 ..... 22
- 7. 情報管理・共有の実施方針 ..... 23
- 8. 財産の適正な管理 ..... 23
- 9. ユニバーサルデザイン化の推進 ..... 23
- 10. 情報発信による県民の理解醸成 ..... 23

## 第6章 基本方針の具体的な取り組み

- 1. 公共建築物
  - (1) 施設の統合・廃止等の方針 ..... 24
  - (2) 未利用財産の積極的な売却 ..... 24
  - (3) 効率化・有効活用等の方針 ..... 24

|                    |    |
|--------------------|----|
| (4) 安全確保対策         | 24 |
| (5) 市町村との連携・支援の実施  | 25 |
| (6) 点検・診断等の実施      | 25 |
| (7) 維持管理・修繕・更新等の実施 | 25 |
| (8) 耐震化の実施         | 25 |
| (9) 創エネ及び省エネ対策の実施  | 25 |

## 2. 土木インフラ

|                            |    |
|----------------------------|----|
| (1) 点検・診断等の実施              | 26 |
| (2) 維持管理・修繕・更新・耐震化等機能強化の実施 | 26 |
| (3) 維持管理コストの縮減・平準化         | 26 |
| (4) 個別施設ごとの長寿命化計画の策定       | 27 |
| (5) 統廃合の検討                 | 27 |
| (6) 新技術等の導入                | 27 |
| (7) 総合的・計画的な管理のための体制の構築    | 28 |

## 第7章 施設類型ごとの基本方針

### 1. 公共建築物

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| (1) 庁舎等（行政施設、研修施設、試験研究施設、職員宿舎） | 29 |
| (2) 集客施設、スポーツ施設                | 29 |
| (3) 保健・福祉施設等                   | 29 |
| (4) 公営住宅                       | 30 |
| (5) 学校・教育施設                    | 30 |
| (6) 警察施設                       | 30 |
| (7) 病院施設                       | 31 |
| (8) 企業局施設                      | 31 |

### 2. 土木インフラ

|               |    |
|---------------|----|
| (1) 道路施設      | 32 |
| (2) 河川管理施設    | 32 |
| (3) 海岸保全施設    | 32 |
| (4) 港湾施設      | 32 |
| (5) 漁港施設      | 33 |
| (6) 治山・砂防関係施設 | 33 |
| (7) 農業施設      | 33 |
| (8) 林道施設      | 33 |
| (9) 空港施設      | 34 |
| (10) 下水道施設    | 34 |
| (11) 都市公園施設   | 34 |
| (12) 情報通信施設   | 34 |
| (13) 工業用水道施設  | 34 |
| (14) 発電施設     | 35 |
| (15) 交通安全施設   | 35 |

|                        |    |
|------------------------|----|
| 用語集（本文中（*）付の用語についての解説） | 36 |
|------------------------|----|



# 第1章 概要

## 1. はじめに

人口減少や少子高齢化の進行に起因する社会保障関係費等の増加が見込まれ、厳しい財政状況が続く中、公共施設等\*1を取り巻く環境や公共施設に求められるニーズは大きく変化しています。また、本県が保有する公共建築物\*2及び土木インフラ\*3は高度経済成長期を中心に多数整備されており、今後、それらの老朽化に伴う更新の時期を一齐に迎えることとなり、多額の財政負担が予想されます。

こうした課題を解決し、今後、健全で維持可能な行財政運営を実現していくために、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、長寿命化・更新・統廃合などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することを目的として平成28年3月に「鳥取県公共施設等総合管理計画」(以下「第1期計画」という。)を策定しました。

平成28年3月に策定した第1期計画では、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とし、公共施設等の効果的かつ効率的な管理、利活用に取り組んできたところですが、これまでの取り組みを総括し、土木インフラのメンテナンスを担う技術者の人材育成・確保や令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した施設の老朽化に起因する大規模な道路陥没事故等の新たな課題も踏まえ、令和8年度から令和27年度までの20年間を計画期間とする第2期計画を策定しました。

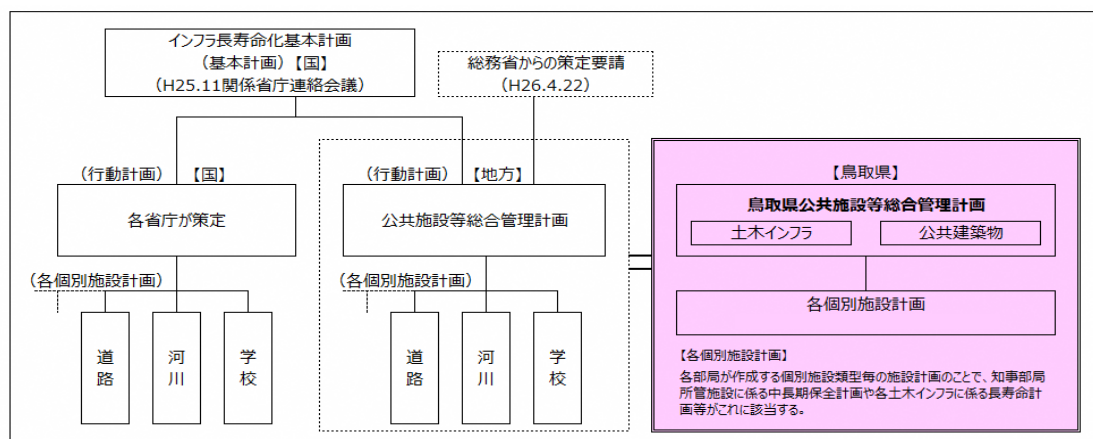
(以下本文中\*付の用語については後述用語集で解説)

## 2. 計画の位置付け

この計画は、県の公共施設等の管理に関する総合的な基本計画とし、財政負担の軽減・平準化等を図るための「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成26年4月22日付総財務第74号)における「公共施設等総合管理計画」として位置付け、この基本計画に基づく公共施設等の除却や、既存の公共施設の集約化、複合化、転用等については、地方債の措置を受けることができます。(令和7年度現在)

また、国において公共施設等の長寿命化を図るため決定された「インフラ長寿命化基本計画\*4」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)における「インフラ長寿命化計画(行動計画)」に相当するものとしても位置付けます。

【図1】県有公共施設に係る体系図



## 第2章 本県の保有する公共施設の現状等

### 1. 公共建築物

本県が保有する各庁舎や学校施設等の公共建築物は令和7年3月末時点で約600施設、総延床面積は約150.5万㎡となっており、用途別では、学校・教育施設が全体の約30%と最も多く、続いて、公営住宅が約20%、行政施設が約7%、集客施設が約8%を占めています。

施設保有量（延床面積）の推移を見ると、計画策定以降、職員宿舎や公営住宅の廃止などの施設保有総量を縮減する取り組みを行っていますが、県立中央病院の建て替えや県立美術館の新設などの大型の公共建築物の建築もあって、全体の施設保有量は増加しており、施設の改修・維持管理コストの縮減に向けて、今後施設保有量を抑制する取り組みを加速させる必要があります。

また、令和7年3月時点で築40年以上経過している公共建築物は、全体の約55%と半数を占めており、公共建築物の老朽化が進んでいます。

本県が保有する所有資産全体の有形固定資産減価償却率<sup>\*5</sup>で見ると、令和5年度は約79%で、平成28年度と比べて4.4ポイント増加しており、増加傾向となっています。

また、施設類型別に見ると庁舎が約84%、公営住宅が約72%、学校施設が約64%、警察施設が約51%となっており、庁舎の有形固定資産減価償却率が高くなっています。

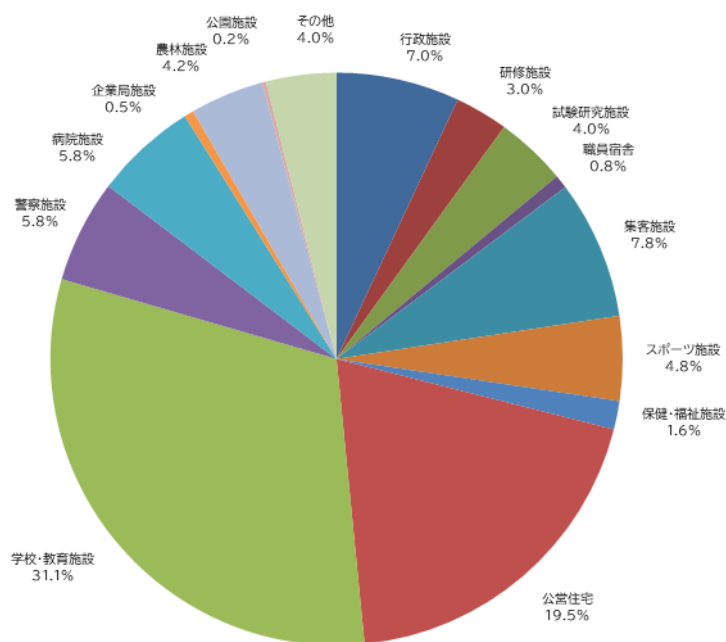
【表1】県が保有する公共建築物一覧

令和7年3月31日時点

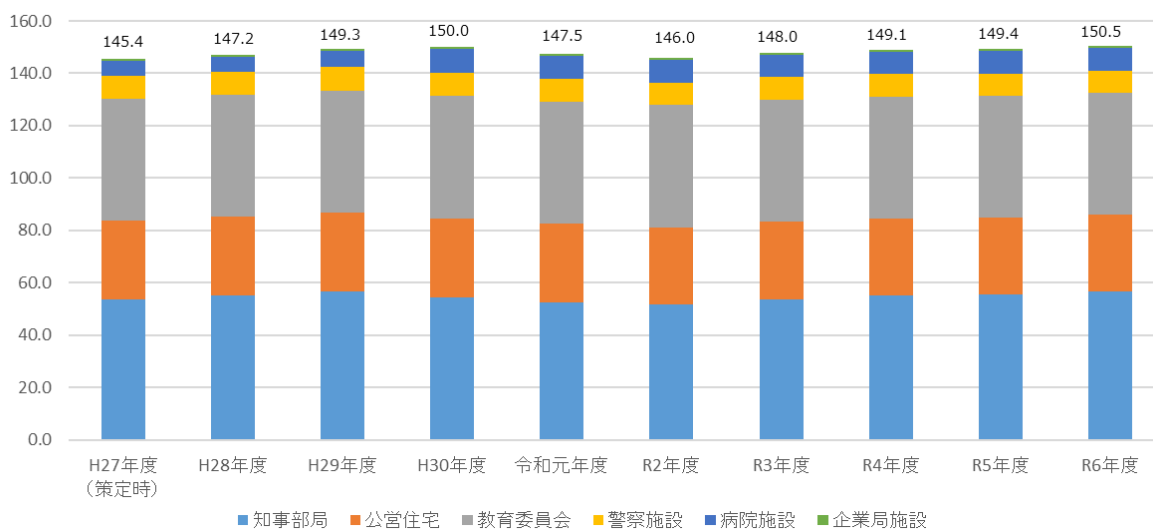
| 公共建築物   |                 |  |     |           |
|---------|-----------------|--|-----|-----------|
| 用途      |                 | 内訳   | 施設数 | 延面積 (㎡)   |
| 庁舎等     | 行政施設            | 本庁舎、第2庁舎、総合事務所、各単独事務所 など   | 22  | 104,737   |
|         | 研修施設            | 職員人材開発センター、福祉人材研修センター、倉吉総合看護専門学校、歯科衛生専門学校、産業人材育成センター など                        | 10  | 44,578    |
|         | 試験研究施設          | 衛生環境研究所、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、農業試験場、林業試験場、水産試験場、建設技術センター など                      | 22  | 65,670    |
|         | 職員宿舎（警察除く）      | 公舎、職員宿舎  | 13  | 10,450    |
| 集客施設    |                 | とりぎん文化会館、エースバック未来中心、米子コンベンションセンター、夢みなとタワー、とっとり花回廊、鳥取砂丘こどもの国、みなとさかい交流館、県立美術館 など | 22  | 123,609   |
| スポーツ施設  |                 | 鳥取産業体育館、倉吉体育文化会館、米子産業体育館、県立武道館、ヤマタスポーツパークなど                                    | 12  | 67,870    |
| 保健・福祉施設 |                 | 皆成学園、総合療育センター、喜多原学園、福祉相談センター、米子児童相談所、倉吉児童相談所、精神保健福祉センター など                     | 10  | 24,167    |
| 公営住宅    |                 | 県営住宅（倉庫等含む）  | 90  | 292,828   |
| 学校・教育施設 |                 | 高等学校、特別支援学校、図書館、博物館、教育センター、船上山少年自然の家、大山青年の家 など                                 | 45  | 457,728   |
| 警察施設    |                 | 警察署、交番、駐在所、警察職員宿舎 など   | 171 | 85,471    |
| 病院施設    |                 | 中央病院、厚生病院、医師公舎 など  | 14  | 87,085    |
| 企業局施設   |                 | 事務所、発電所 など   | 15  | 7,976     |
| その他     | 農林施設            | 境港水産事務所、大山放牧場、鳥取放牧場 など   | 15  | 62,791    |
|         | 公園施設（休憩舎・公衆便所等） | 自然公園施設（休憩舎・公衆便所）など   | 63  | 2,684     |
|         | その他             |  | 72  | 66,938    |
| 計       |                 |  | 596 | 1,504,584 |

【グラフ1】公共建築物の面積構成比

令和7年3月31日時点



【グラフ2】公共建築物の施設保有量の推移



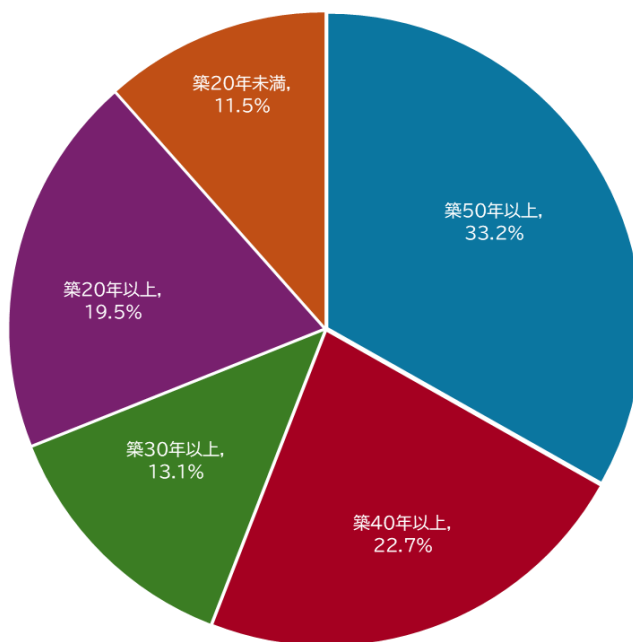
【表2】施設保有量の推移

<単位：万㎡>

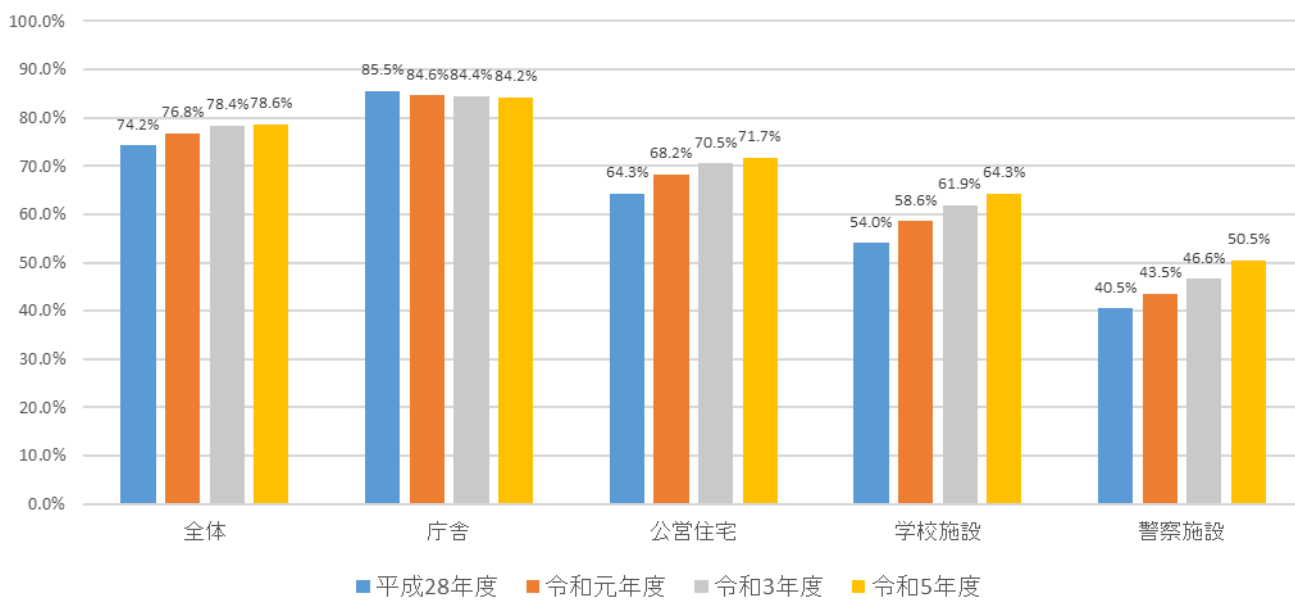
| 区分    | H27年度 (策定時) | H28年度 | H29年度 | H30年度 | 令和元年度 | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  | R6年度  |
|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 知事部局  | 53.7        | 55.0  | 56.6  | 54.5  | 52.6  | 51.6  | 53.8  | 55.1  | 55.5  | 56.5  |
| 公営住宅  | 29.9        | 30.3  | 30.2  | 30.0  | 30.0  | 29.6  | 29.6  | 29.4  | 29.3  | 29.3  |
| 教育委員会 | 46.7        | 46.4  | 46.5  | 46.7  | 46.7  | 46.7  | 46.6  | 46.6  | 46.6  | 46.6  |
| 警察施設  | 8.7         | 8.8   | 9.1   | 9.1   | 8.7   | 8.6   | 8.6   | 8.6   | 8.5   | 8.5   |
| 病院施設  | 5.6         | 6.0   | 6.1   | 8.8   | 8.7   | 8.7   | 8.7   | 8.7   | 8.7   | 8.7   |
| 企業局施設 | 0.8         | 0.8   | 0.8   | 0.8   | 0.8   | 0.8   | 0.8   | 0.8   | 0.8   | 0.8   |
| 合計    | 145.4       | 147.2 | 149.3 | 150.0 | 147.5 | 146.0 | 148.0 | 149.1 | 149.4 | 150.5 |

【グラフ3】公共建築物の築年数ごとの延床面積の割合

令和7年3月31日時点



【グラフ4】公共建築物の有形固定資産減価償却率の推移



## 2. 土木インフラ

本県が保有する道路や河川等の土木インフラの状況は以下のとおりで、道路延長 1,949km、河川延長 1,303km などとなっています。

また、有形固定資産減価償却率を施設類型別に見ると道路が約 84%、橋りょう・トンネルが約 69%、港湾・漁港が約 68%となっており、道路の有形固定資産減価償却率が高くなっています。

【表3】保有する土木インフラ一覧

令和7年3月31日時点

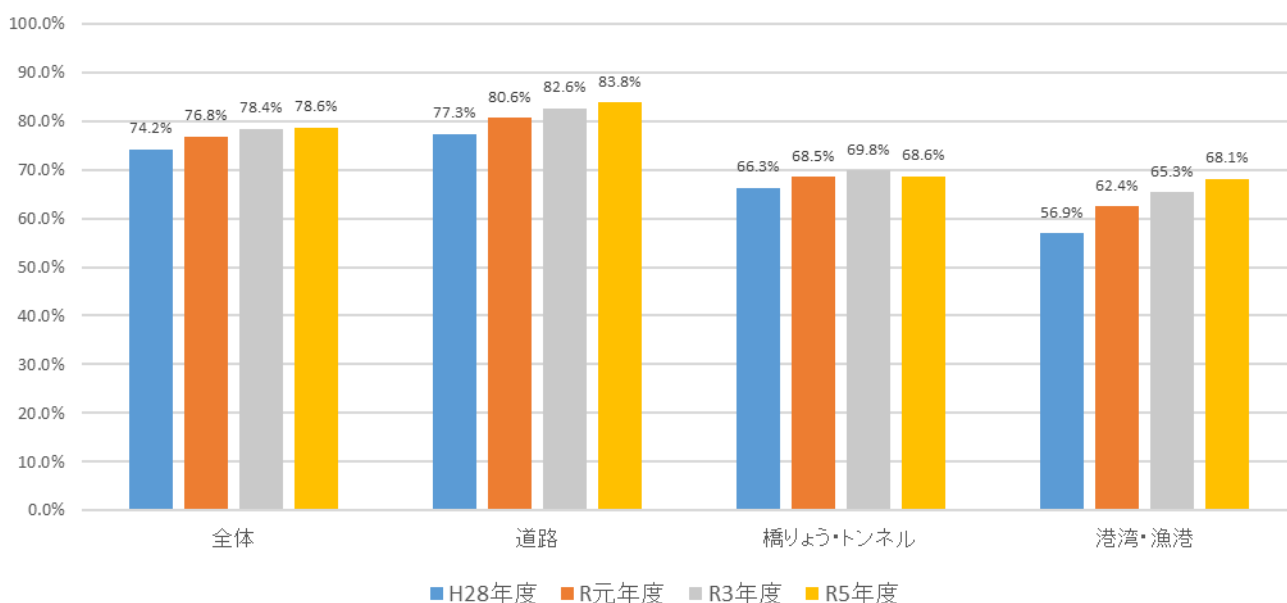
| 対象施設一覧 |  |         |               |   |               |
|--------|--|---------|---------------|---|---------------|
| 用途     | 内訳   | 数量      | 用途            | 内訳  | 数量            |
| 道路施設   | 道路(延長)   | 1,949km | 空港施設          | 鳥取空港  | 1空港           |
|        | 橋梁(橋長2m以上)   | 2,018橋  |               | 米子空港関連施設<br>(連絡歩道橋、駐車場、防音堤等)                | 1空港           |
|        | トンネル   | 41箇所    |               |   |               |
|        | 大型構造物(横断歩道橋等)  | 87箇所    | 漁港施設          | 岸壁4,343m、防波堤7,298m<br>物揚場等2,309m、臨港道路7,262m | 4港            |
| 河川管理施設 | 河川(延長)   | 1,303km | 治山・砂防関係<br>施設 | 砂防  | 6,431<br>ユニット |
|        | 水門   | 3基      |               | 急傾斜   | 355区域         |
|        | 排水機場   | 6基      |               | 地すべり  | 144<br>ブロック   |
|        | 樋門・樋管等   | 232箇所   |               | 雪崩  | 32<br>ブロック    |
|        | ダム   | 5基      |               | 治山  | 3,930基        |
| 海岸保全施設 | 国土交通省水管理・国土保全局所管<br>堤防 12,685m、護岸 12,535m、突堤 5,395m、<br>離岸堤 9,575m                                 | 57,627m | 農業施設          | 地すべり  | 9箇所           |
|        | 国土交通省港湾局所管(鳥取県)<br>護岸7,135m、離岸堤1,665m、突堤991m<br>国土交通省港湾局所管(境港管理組合)<br>護岸2,506m                     |         | 林地施設          | 林地(延長)                                      | 32km          |
|        | 農林水産省水産庁所管<br>護岸2,520m、離岸堤1,414m、突堤1,206m  | 82,490m | 下水道施設         | 橋梁  | 17橋           |
|        | (海岸保全区域指定延長)<br>国土交通省水管理・国土保全局所管 65,011m<br>国土交通省港湾局所管(鳥取県) 8,386m<br>国土交通省港湾局所管(境港管理組合)<br>2,927m |         |               | 天神川流域下水道処理施設                                | 1施設           |
|        | 農林水産省農村振興局所管 246m<br>農林水産省水産庁所管 5,950m   |         | 都市公園施設        | 布勢総合運動公園 52.4ha<br>東郷湖羽合臨海公園 63.4ha         | 2箇所           |
|        |  |         |               |   |               |
| 港湾施設   | (鳥取県)<br>岸壁4,306m、棧橋592m<br>防波堤等17,548m、橋梁79m<br>物揚場等3,356m、臨港道路12,198m 等                          | 5港      | 情報通信施設        | 鳥取情報ハイウェイ                                   | 239km         |
|        |  |         | 工業用水道施設       | 工業用水道                                       | 2施設           |
|        | (境港管理組合)<br>岸壁4,559m、棧橋451m<br>防波堤等20,886m、橋梁1,659m<br>物揚場等3,447m、臨港道路18,946m 等                    | 1港      | 発電施設          | 発電  | 17施設          |
|        |  | 交通安全施設  | 交通信号機(制御機)    | 1,296基                                      |               |

【表4】土木インフラの施設保有量の推移

| 用途        | 内訳                 | 単位     | H27年度<br>(策定時) | H28年度  | H29年度  | H30年度  | R元年度   | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   | R6年度   |
|-----------|--------------------|--------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 道路施設      | 道路(延長) ※1          | k m    | 1,990          | 1942   | 1950   | 1,950  | 1,950  | 1,943  | 1,942  | 1,943  | 1,948  | 1,949  |
|           | 橋梁(橋長2m以上) ※1      | 橋      | 2,060          | 2060   | 2060   | 2,069  | 2,037  | 2,049  | 2,048  | 2,049  | 2,012  | 2,018  |
|           | トンネル ※1            | 箇所     | 37             | 37     | 37     | 38     | 39     | 39     | 39     | 41     | 41     | 41     |
|           | 大型構造物(横断歩道橋等)      | 箇所     | 134            | 134    | 134    | 134    | 134    | 136    | 134    | 136    | 150    | 87     |
| 河川管理施設    | 河川(延長)             | k m    | 1,306          | 1306   | 1306   | 1,306  | 1,306  | 1,306  | 1,306  | 1,306  | 1,303  | 1,303  |
|           | 水門                 | 基      | 3              | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      |
|           | 排水機場               | 基      | 6              | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      |
|           | 樋門・樋管等             | 箇所     | 232            | 232    | 232    | 232    | 232    | 232    | 232    | 232    | 232    | 232    |
| 海岸保全施設    | ダム                 | 基      | 5              | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      |
|           | 国土交通省水管理・国土保全局所管   | m      | 65,011         | 65,011 | 65,011 | 65,011 | 65,011 | 65,011 | 65,011 | 65,011 | 65,011 | 65,011 |
|           | 国土交通省港湾局所管(鳥取県)    | m      | 8,386          | 8,386  | 8,386  | 8,386  | 8,386  | 8,386  | 8,386  | 8,386  | 8,386  | 8,386  |
|           | 国土交通省港湾局所管(県港管理組合) | m      | 2,927          | 2,927  | 2,927  | 2,927  | 2,927  | 2,927  | 2,927  | 2,927  | 2,927  | 2,927  |
|           | 農林水産省農村振興局所管       | m      | 246            | 246    | 246    | 246    | 246    | 246    | 246    | 246    | 246    | 246    |
|           | 農林水産省水産庁所管         | m      | 5,950          | 5,950  | 5,950  | 5,950  | 5,950  | 5,950  | 5,950  | 5,950  | 5,950  | 5,950  |
| 計         | m                  | 82,520 | 82,520         | 82,520 | 82,520 | 82,520 | 82,520 | 82,520 | 82,520 | 82,520 | 82,520 | 82,520 |
| 港湾施設      | (鳥取県)              | 港      | 5              | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      |
|           | (境港管理組合)           | 港      | 1              | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
| 空港施設      | 鳥取空港               | 空港     | 1              | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
|           | 米子空港関連施設           | 空港     | 1              | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
| 漁港施設      |                    | 港      | 4              | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      |
| 治山・砂防関係施設 | 砂防 ※2              | ユニット   | 4,545(基)       | 6,162  | 6,162  | 6,162  | 6,162  | 6,162  | 6,162  | 6,162  | 6,162  | 6,431  |
|           | 急傾斜 ※3             | 区域     | 362            | 347    | 347    | 347    | 347    | 347    | 347    | 347    | 347    | 355    |
|           | 地すべり ※2            | ブロック   | 22(区域)         | 25(区域) | 25(区域) | 25(区域) | 141    | 141    | 141    | 141    | 141    | 144    |
|           | 雪崩 ※2              | ブロック   | 12(箇所)         | 12(箇所) | 12(箇所) | 12(箇所) | 32     | 32     | 32     | 32     | 32     | 32     |
|           | 治山 ※4              | 基      | 3,812          | 3,812  | 3,812  | 3,812  | 3,881  | 5,180  | 5,180  | 5,180  | 5,180  | 5,180  |
| 農業施設      | 地すべり               | 箇所     | 9              | 9      | 9      | 9      | 9      | 9      | 9      | 9      | 9      | 9      |
|           | 林道(延長)             | k m    | 10             | 10     | 10     | 10     | 10     | 25     | 30     | 30     | 30     | 32     |
| 林道施設      | 橋梁                 | 橋      | 8              | 9      | 9      | 9      | 9      | 17     | 17     | 17     | 17     | 17     |
| 下水道施設     | 天神川流域下水道処理施設       | 施設     | 1              | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
| 都市公園施設    |                    | 箇所     | 3              | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      | 2      | 2      |
| 情報通信施設    | 鳥取情報ハイウェイ          | k m    | 239            | 239    | 239    | 239    | 239    | 239    | 239    | 239    | 239    | 239    |
| 工業用水道施設   |                    | 施設     | 2              | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      |
| 発電施設      | 発電 ※5              | 施設     | 17             | 20     | 20     | 21     | 17     | 17     | 17     | 17     | 17     | 17     |
| 交通安全施設    | 交通信号機(制御機) ※6      | 基      | 1,286          | 1297   | 1296   | 1,296  | 1,298  | 1,298  | 1,299  | 1,301  | 1,299  | 1,296  |

- ※1 道路施設数の減の主な理由は、「市町村道への移管」によるもの。
- ※2 砂防施設、地すべり施設、雪崩施設は、法定点検時(平成28年~令和2年)に集計単位を変更している。
- ※3 急傾斜施設の平成27年度施設数は、法定点検実施前の想定値であり、平成28年度に減少したわけではない。
- ※4 治山施設は、法定点検結果を踏まえ、「鳥取県インフラ長寿命化計画(行動計画)中間改訂時(令和3年3月)」において対象施設を追加したため、施設数が大幅に増加している。
- ※5 発電施設は、令和元年度にPFI事業で4施設の運営権を民間事業者へ移行する方針となったため、減となっている。
- ※6 交通信号機(制御機)の増減は、信号機の新設・撤去によるもの。

【グラフ5】土木インフラの有形固定資産減価償却率の推移



### 第3章 本県の公共施設の改修・更新・維持管理に係る経費等

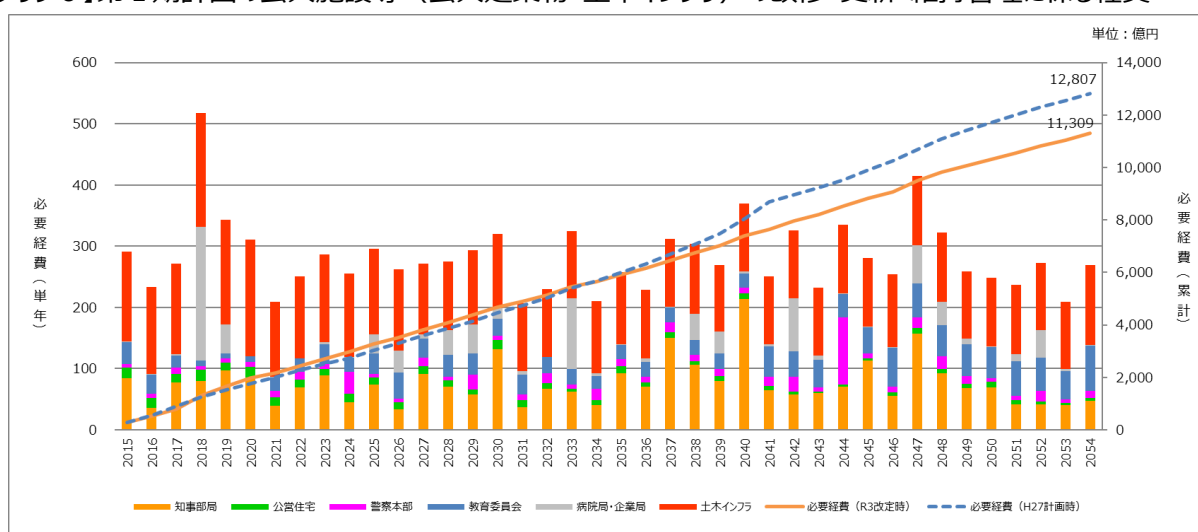
#### 1. 第1期計画の公共施設の改修・更新・維持管理に係る経費等の見込み

##### (1) 公共施設全体

第1期計画策定当初の本県の所有する公共施設等（公共建築物・土木インフラ）は今後、改修・更新の需要が集中的に到来し、多額の費用が必要となることから、2015年（平成27年）から40年間に必要な改修・更新・維持管理費用は、合計で1兆2,807億円、年平均で約320億円と推計しました。

しかし、令和3年の中間改定時には、これまでの事後保全型の管理手法から、定期的な劣化状況の確認と中長期視点に立った計画的な予防保全型の管理手法に切り替えること等により、改修・更新需要の集中的な到来に対し平準化が図られ、2015年（平成27年）から40年間に必要な改修・更新・維持管理費用を合計で1兆1,309億円、年平均で約283億円と見込みました。

【グラフ6】第1期計画の公共施設等（公共建築物・土木インフラ）の改修・更新・維持管理に係る経費

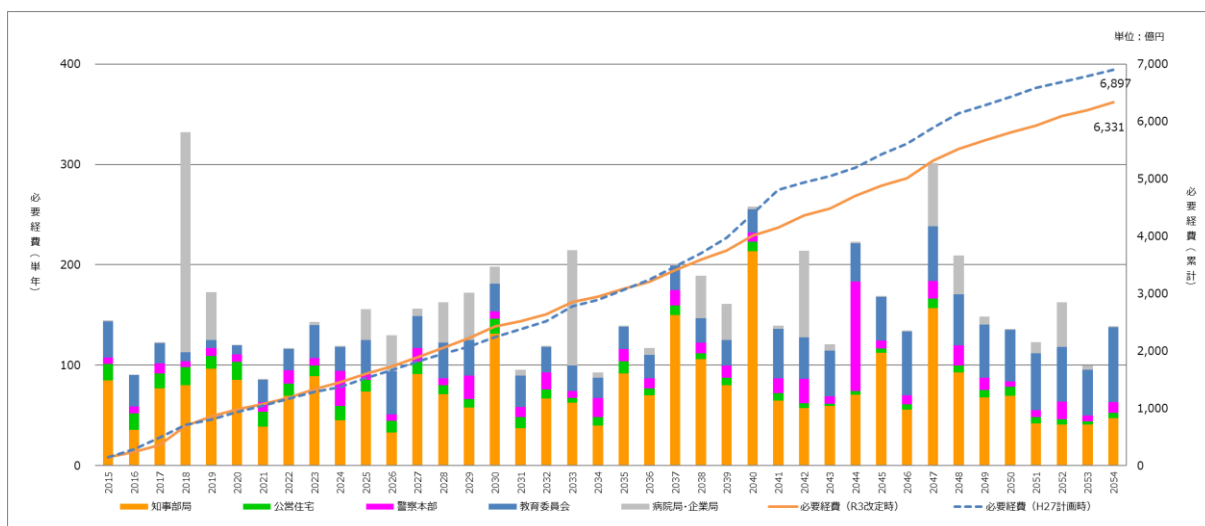


##### (2) 公共建築物

第1期計画策定当初、公共建築物に係る2015年（平成27年）から2054年（令和36年）までの40年間に必要な改修・更新・維持管理費用は、合計で約6,897億円、年平均で約172億円と推計しました。

しかし、令和3年の中間改定時には、これまでの事後保全型の管理手法から、定期的な劣化状況の確認と中長期視点に立った計画的な予防保全型の管理手法に切り替える等、公共施設毎に作成した個別計画の取り組みを着実に実施することにより、40年間の合計で6,331億円、年平均約158億円の経費を見込みました。

【グラフ7】第1期計画の公共建築物の改修・更新・維持管理に係る経費

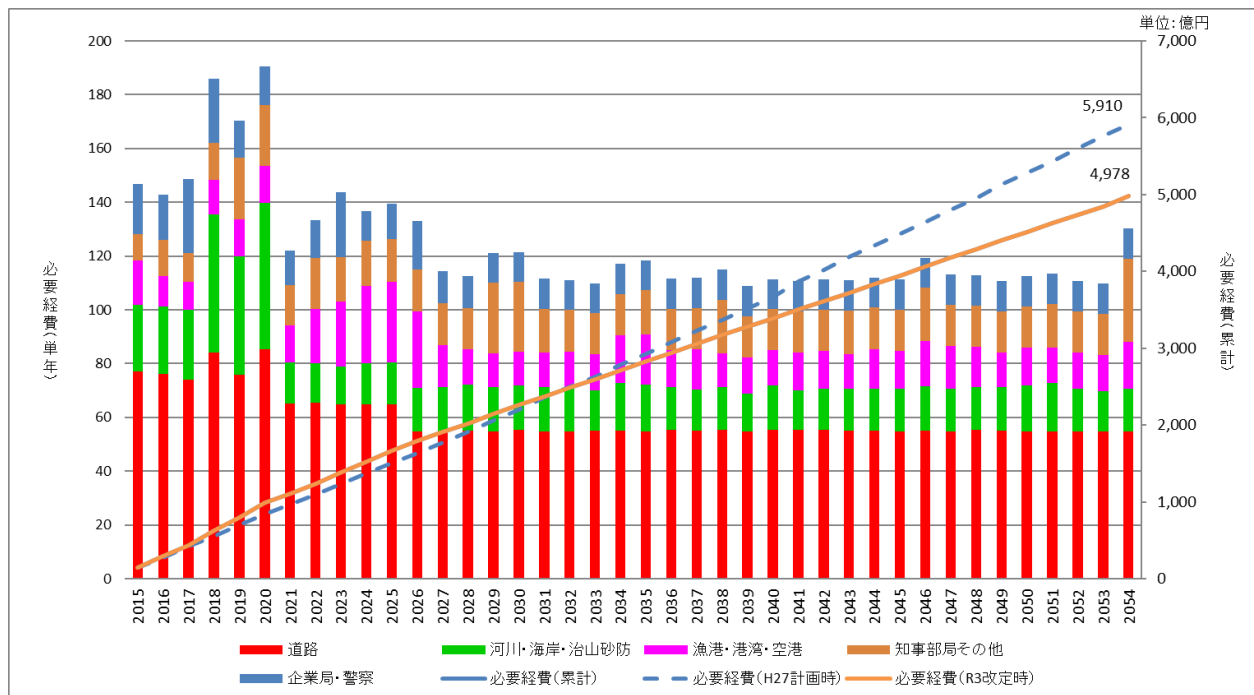


### (3) 土木インフラ

第1期計画策定当初、土木インフラに係る2015年（平成27年）から2054年（令和36年）までの40年間に必要な維持管理・更新費用は、合計で約5,910億円、年平均で約147億円と推計しました。

しかし、令和3年の中間改定時には、道路施設等で個別計画の策定が進み、維持管理・更新経費の中長期シミュレーションの精度が向上したことにより、40年間の合計で4,978億円、年平均約124億円の経費を見込みました。

【グラフ8】第1期計画の土木インフラの維持管理・更新に係る費用



## 2. 第2期計画の公共施設の改修・更新・維持管理に係る経費等の見込み

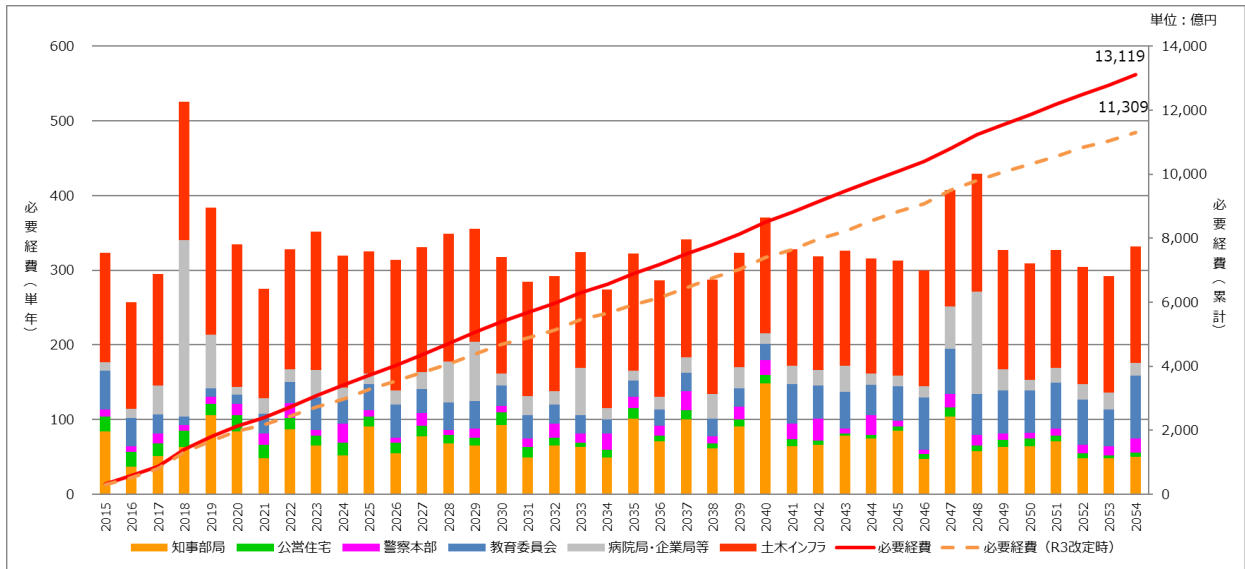
### (1) 公共施設全体

本県の所有する公共施設等（公共建築物・土木インフラ）について、近年の建設資材価格や労務単価の上昇等を考慮し、中長期的な経費のシミュレーションを実施したところ、2015年（平成27年）から2054年（令和36年）までの40年間に必要な維持管理・更新費用の推計値は、合計で1兆3,119億円、年平均で約328億円となる見込まれます。

これは、令和3年に実施した第1期計画の中間改定時の経費（40年間で1兆1,309億円、年平均283億円）と比較した場合、約1.16倍の増額となります。

近年の建設資材価格や労務単価の上昇等の影響により改修・更新・維持管理に係る経費の上昇が見込まれ、より一層の公共施設等の効果的かつ効率的な管理、利活用の取り組みが必要となります。

【グラフ9】第2期計画の公共施設等（公共建築物・土木インフラ）の改修・更新・維持管理に係る経費

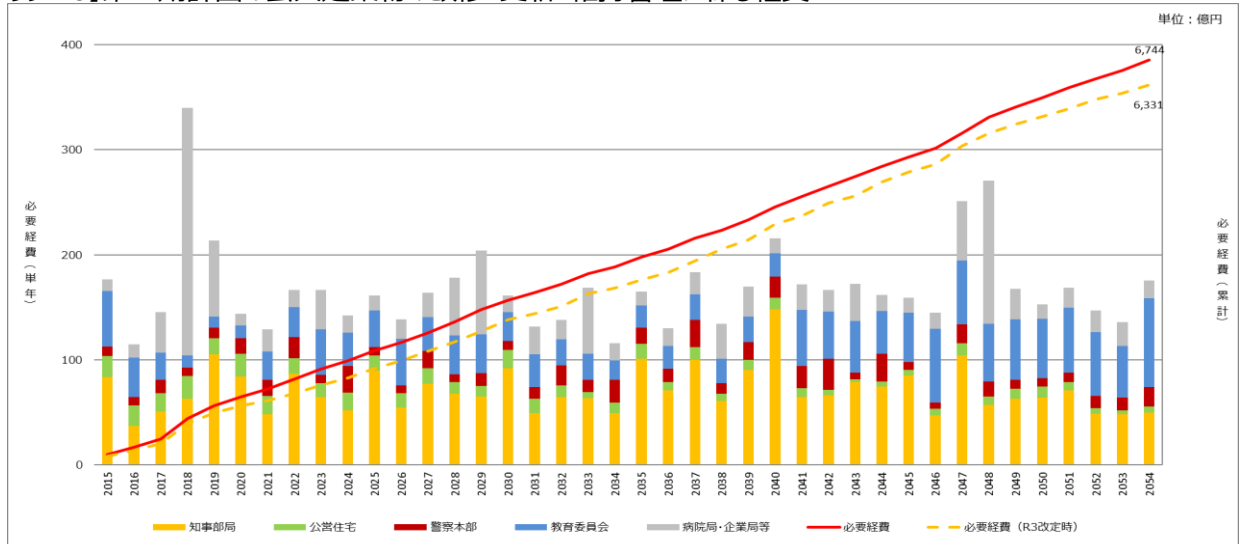


### (2) 公共建築物

2015年（平成27年）から2054年（令和36年）までの40年間に必要な改修・更新・維持管理費用の推計値は、合計で6,744億円、年平均約169億円の経費が見込まれます。

近年の建設資材価格や労務単価の上昇の影響により、第1期計画の中間改定時の経費（40年間で6,331億円、年平均158億円）と比較した場合、約1.07倍の増額となり、今後も「鳥取県有施設中長期保全計画」等の個別施設計画による長寿命化・維持管理費の抑制や施設保有総量の抑制が求められます。

【グラフ10】第2期計画の公共建築物の改修・更新・維持管理に係る経費

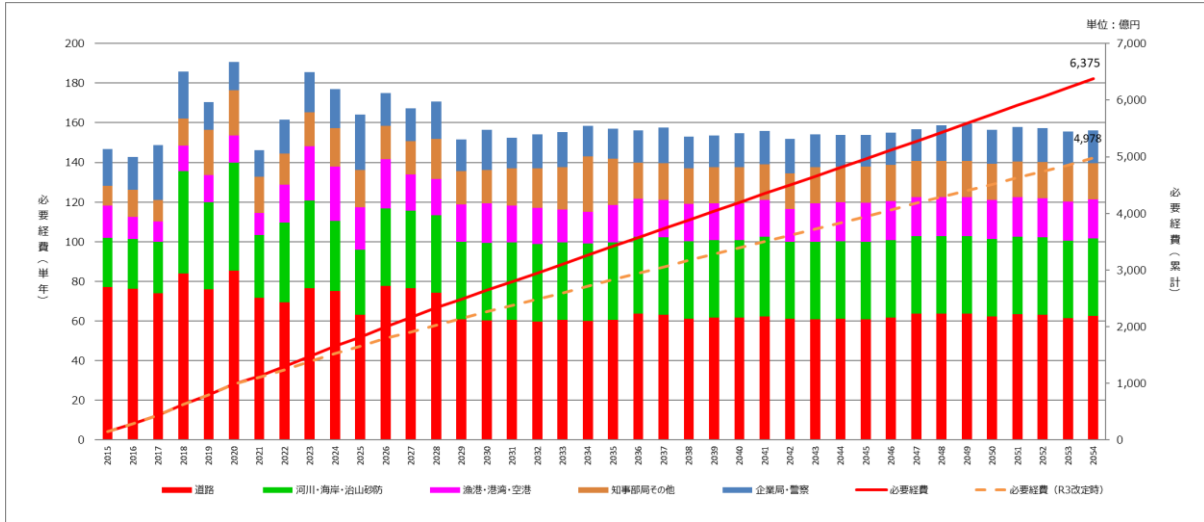


### (3) 土木インフラ

2015年（平成27年）から2054年（令和36年）までの40年間に必要な維持管理・更新費用の推計値は、合計で6,375億円、年平均159億円の経費が見込まれます。

令和3年に実施した第1期計画の中間改定時の経費（40年間で4,978億円、年平均124億円）と比較した場合、約1.28倍の増額となります。これは近年の建設資材価格の上昇が主な原因として考えられ、資材価格上昇の影響を除いた場合、前回（令和3年度中間改定）から維持管理・更新が同水準で推移していません。

【グラフ11】第2期計画の土木インフラの維持管理・更新に係る経費



※近年の国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」※6等を活用し老朽化対策を前倒しで実施しているため、一部の年度で経費が増加。

（参考）経費シミュレーションの比較・分析

|                    | 計画期間                    | 維持管理・更新費 | 年平均経費<br>(R2換算経費)    | 建設資材<br>物価指数     |
|--------------------|-------------------------|----------|----------------------|------------------|
| 第1期計画<br>(H27策定時)  | H27(2015)～<br>R36(2054) | 5,910億円  | 147億円/年<br>(152億円/年) | 97<br>(H27～R1平均) |
| 第1期計画<br>(R3中間改定時) | H27(2015)～<br>R36(2054) | 4,978億円  | 124億円/年              | 100<br>(R2基準年)   |
| 第2期計画              | H27(2015)～<br>R36(2054) | 6,375億円  | 159億円/年<br>(126億円/年) | 126<br>(R3～R6平均) |

#### 改修・更新・維持管理費用（推計値）の算出方法について

##### 【公共建築物の試算方法】

試算額については、個別施設の実績等を積み上げたものではなく、施設類型毎に代表施設の所要経費を算出し、その面積按分より算出した目安程度のもの。

- ① 試算対象施設を用途・構造別に分類し、分類の代表施設を選定する。
- ② 選定した代表施設の建設費、解体費、修繕費、維持管理費を基に所要経費を算出し、「1年毎の単位面積当たり所要経費」（基本単価）を作成する。
- ③ ②で作成した基本単価により、試算対象施設の所要経費を算出する。

##### 【土木インフラの試算方法】

個別に策定している長寿命化計画に基づいて所要経費を算出する。

### 3. 充当可能な財源

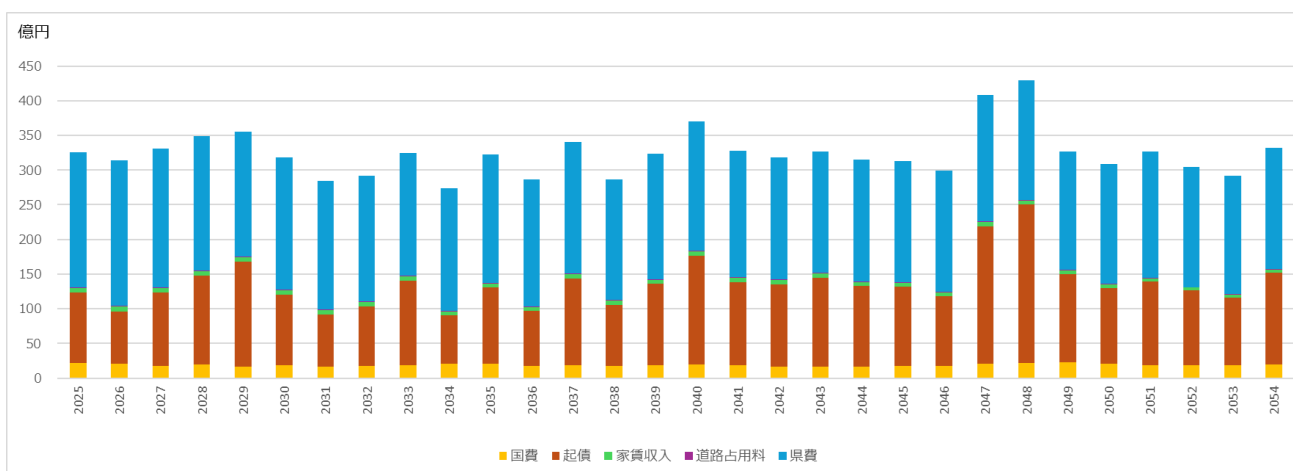
従来の事後保全型の管理手法から、定期的な劣化状況の確認と中長期視点に立った計画的な予防保全型管理手法を実施する等、公共施設毎に作成した個別計画の取り組みを行うことにより必要な改修・更新・維持管理費用の削減が見込まれます。

また、今後の長寿命化等の取組を踏まえた公共施設等（公共建築物・土木インフラ）の改修・更新・維持管理費の財源は、約 56%が県費、約 36%が起債、約 8%が国費等で構成されています。

改修・更新・維持管理費用に係る財源を将来にわたって確保していくためには、県費を 56%以上確保する必要があり、引き続き財政負担を軽減させるため、土地・建物などの県有財産の総量を縮小し、将来にわたる資産保有に要するコストを削減するとともに、効率的な管理・効果的な利活用を行うなどの取組が一層求められます。

なお、土木インフラの改修・更新においては、引き続き、地方負担の軽減を図るため、国の補助事業や防災・安全交付金事業など、今後も国の財源を戦略的に活用しながら、計画的な維持管理・更新を着実に推進していきます。

【グラフ 12】長寿命化等の取組を踏まえた公共施設等の改修・更新・維持管理費に係る財源状況



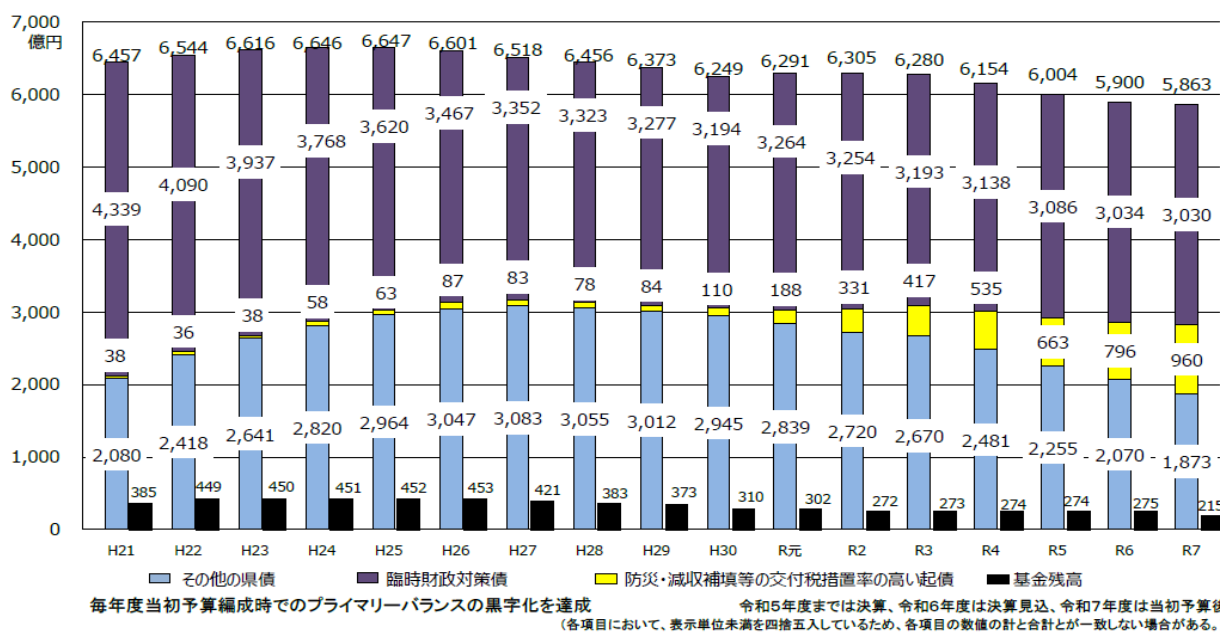
## 第4章 本県の財政及び人口の現状と課題

### 1. 財政状況

本県の財政は、これまで、未来への積極的な投資と財政健全化の財政運営に努めてきました。令和元年度以降については新たな財政誘導目標\*7を設定し、3つの指標（財政調整型基金\*8残高、実質的な借入金残高の水準堅持、プライマリーバランス\*9の黒字化）を達成するべく財政運営を行っています。しかし、税収基盤が脆弱な本県では、地方交付税\*10を合わせた一般財源の動向は極めて不透明であり、さらに、物価上昇の影響のほか、公債費負担や社会保障関係経費が引き続き高水準にあるなど、義務的経費の増大が本県財政の硬直度を高めています。

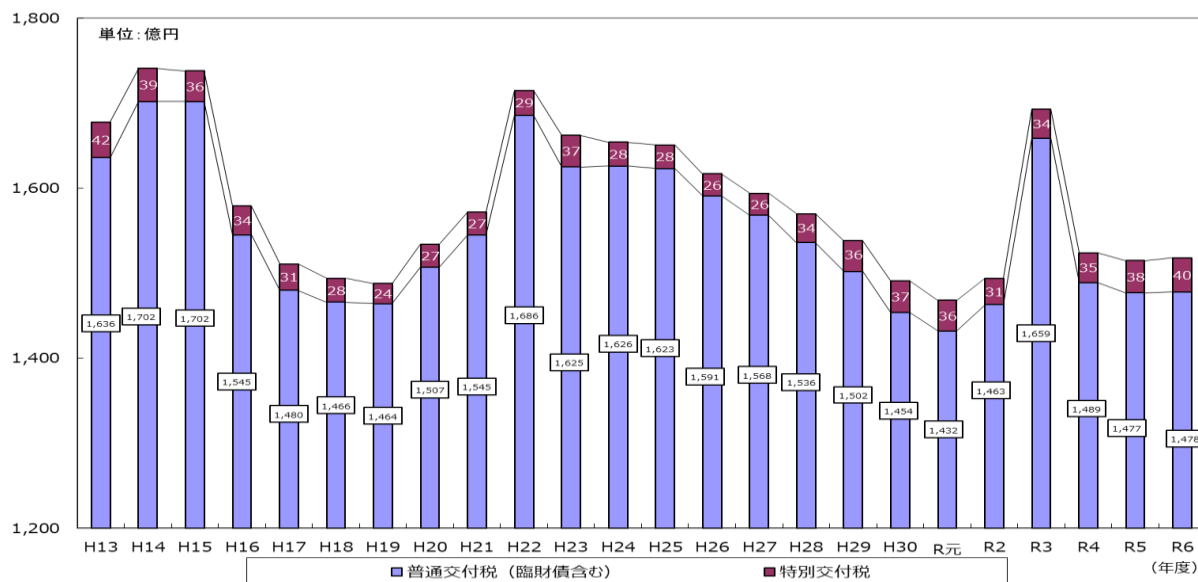
このような状況においては、財政負担を軽減させるため、土地・建物等の県有財産の総量を縮小し、将来にわたる資産保有に要するコストを削減するとともに、効率的な管理・効果的な利活用を行うなどの取り組みが一層求められます。

【グラフ13】県債残高・基金残高の推移（一般会計）



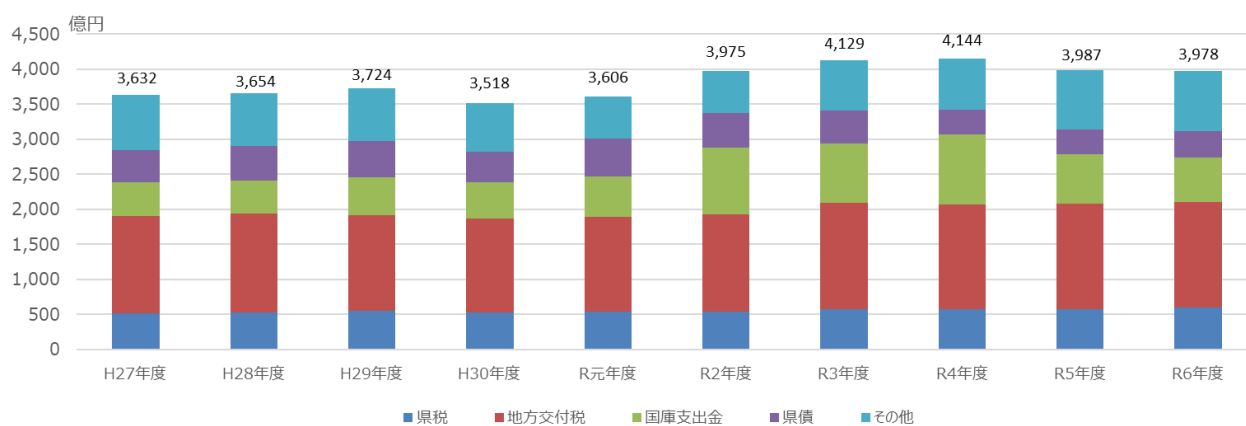
出典：鳥取県財政課 H P

【グラフ14】地方交付税決定額の推移



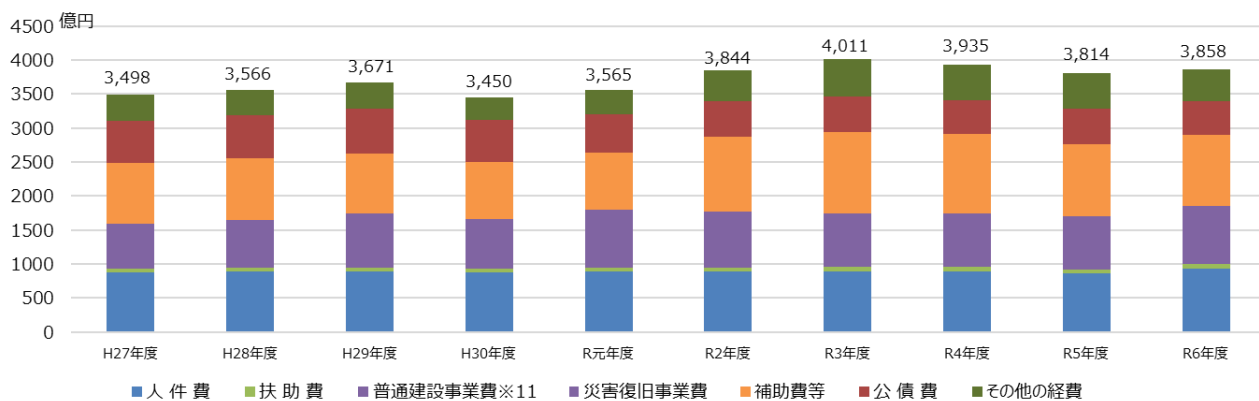
出典：鳥取県財政課 H P

【グラフ 15】一般会計歳入決算額の推移



出典：鳥取県財政課公表「一般会計決算」

【グラフ 16】一般会計歳出決算額の推移



出典：鳥取県財政課公表「一般会計決算」

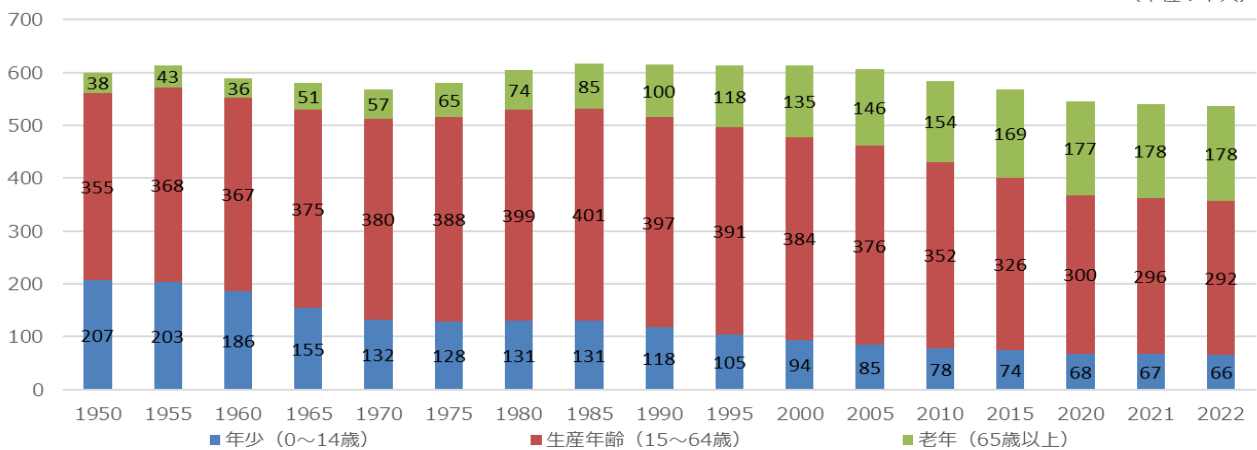
## 2. 人口推移

我が国においては高齢化と少子化の進行を背景に本格的な人口減少社会の到来等の危機感が高まっており、本県の総人口も、1988年（昭和63年）に過去最高（616,371人）を記録した後に人口減少局面となり、2002年（平成14年）以降は、自然動態・社会動態ともにマイナスの状況が続き、2022年（令和4年）の総人口はピーク時に比べ約87%まで減少しています。

年齢3区分別人口では、老年人口（65歳以上）は、1985年（昭和60年）と比較すると2倍以上増加しており、高齢化が急速に進行しています。1970年頃までは1割に満たなかった老年人口割合は、2022年（令和4年）には約33%まで上昇しています。

【グラフ17】県人口の推移

（単位：千人）



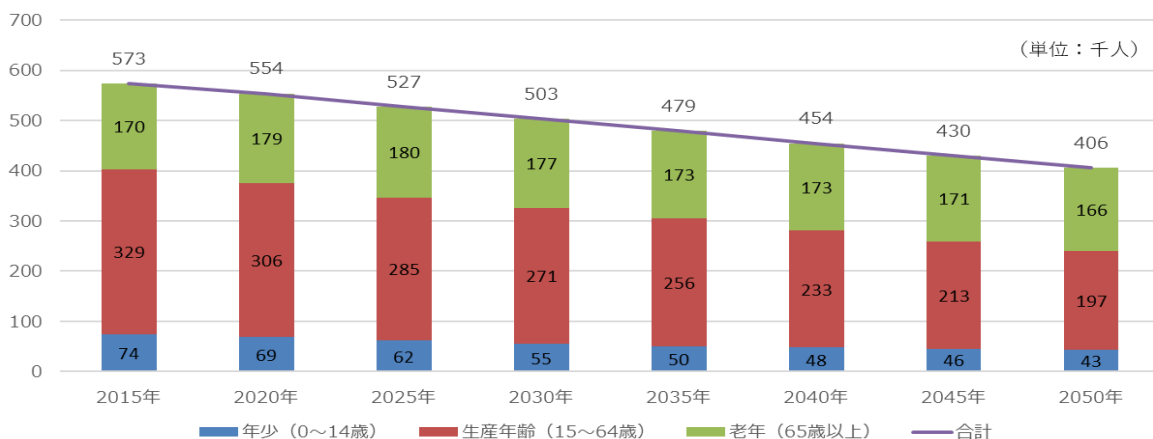
出典：輝く鳥取創造総合戦略（令和6年3月）

本県では、人口減少問題への対応として、早くから移住・定住対策や少子化対策等の様々な取り組みを進めてきました。その結果、近年、合計特殊出生率の上昇や移住定住者数の急増など、人口減少に歯止めがかかる動きが現れ始めていますが、国立社会保障・人口問題研究所が2020年（令和2年）の国勢調査結果を基に公表した地域別将来推計人口によると、2050年（令和32年）にはピーク時から約34%減の405,528人となる見込みです。

本県は全国一人口が少ない県ですが、逆にコンパクトな地勢や顔が見えるネットワークなど、本県の特徴を活かしながら、人口減少、地域活性化に取り組んでいく必要があります。また地方創生時代の先陣を切る鳥取県として、今後とも各種施策を実施し、多様な県民ニーズに対応していく必要があります。

【グラフ18】県人口の推移（2015年（平成27年）を基準とした現状推計）

（単位：千人）



出典：輝く鳥取創造総合戦略（令和6年3月）

## 第5章 公共施設の適正管理に関する基本的な考え方

### 1. 計画期間

2026（令和8）年度から2045（令和27）年度の20年間とし、見直しは5年毎に行います。ただし、計画期間内5年未満であっても必要に応じて計画の内容を適宜見直すものとします。

### 2. 計画の対象財産

対象とする財産は、県が保有する全ての庁舎・学校等の公共建築物及び道路・河川等の土木インフラとします。また、総務省が示す「公共施設等総合計画の策定にあたっての指針」における「公共施設等」の定義を踏まえ、県が維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる以下の施設も取り組みの対象とします。

（公立大学法人公立鳥取環境大学、地方独立行政法人鳥取産業技術センター、公益財団法人鳥取県産業振興機構、公益財団法人鳥取県スポーツ協会（倉吉自転車競技場））

### 3. 基本方針

第1期計画の基本方針及び3本の柱を継承し、具体的な方策に取り組みます。

#### （1）公共建築物

社会情勢や施設の状況等を踏まえながら、資産の保有総量の最適化や効率的な利用を図るとともに、施設の状況を的確に把握しながら、適切な維持管理、補修及び更新等を計画的に実施することにより、施設の長寿命化、維持管理費用の抑制及び予算の平準化を図る必要があります。

本県としては今後、上記の取り組みを推進するために、以下の3本の柱を基本的な方針として具体的な方策に取り組んでいくこととします。

#### ① 保有総量の最適化

- 今後の社会情勢や施設の利用状況・ニーズ等の変化を踏まえながら、それぞれの施設特性に応じた適正な施設総量となるよう縮減・最適化を図ります。
- 財産の利用実態を十分に把握し、資産価値に見合わない利用となっている財産や、今後使用する見込みのない財産については、売却を促進するなど、適正な財産管理を行います。
- 改修・改築時における施設規模の適正化を図ります。

#### ② 効率的な利用

- 売却が困難な未利用財産は、貸付を行うなど効率的な利用を図るとともに、維持管理費用の抑制を図ります。
- 施設の利用実態等を考慮し、市町村等への譲渡・移管、交換等を進めるなど、幅広い視点で施設の有効活用を図ります。
- 施設管理の効率化や経費削減を図るため、PPP<sup>\*12</sup>やPFI<sup>\*13</sup>等の民間活力を取り入れた手法について検討を行います。

#### ③ 長寿命化・維持管理費の抑制

- 計画的かつ適期に修繕・改修を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。
- 改修・改築時における創エネ及び省エネ対策を実施します。

## (2) 土木インフラ

土木インフラは、県民の豊かな社会経済活動を支えるための重要な社会基盤であり、将来にわたり安全かつ安心して利用できるよう適切に保全することにより、求められる機能や性能を維持する必要があります。また、土木インフラは災害時の緊急輸送機能など防災面でも重要な役割を担っていることから、全ての土木インフラに対し適切な保全活動を実施します。

また、財政負担を軽減するため、計画的かつ適切な維持管理を実施し、長寿命化による維持管理費や修繕・更新等に係る費用の縮減と平準化を図ると共に、こうした取組を継続的に実施することにより、将来世代も有効に活用できるインフラを目指します。

### 基本方針：「インフラ機能の維持・確保の最適化」

土木インフラを将来にわたり県民が安全・安心して利用できるよう、機能を適切に維持するとともに、そのために必要となるコスト縮減と投資の平準化を図るため最適な維持管理・更新を実施します。

長寿命化対策における基本方針である「インフラ機能の維持・確保の最適化」を実現するために、以下の3本の柱で支えます。

#### ① メンテナンスサイクルの構築

- 持続可能なメンテナンスサイクル\*<sup>14</sup>【点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒（次回点検）】を確実なものとするため、点検・診断、修繕履歴等のデータを一元管理するデータベースの構築を推進します。蓄積したデータを分析・活用し、客観的な根拠に基づく優先順位付けや、効率的な次期点検計画の策定を行うことで、適切な維持管理を実現します。

#### ② 財政負担の縮減及び平準化と財源の確保

- 従来の事後保全から予防保全型メンテナンスへの転換をより一層推進し、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減・平準化を図ります。また、「国土強靱化」等の国の財源を戦略的に活用しながら、老朽化対策や機能強化に必要な予算を計画的に確保し、財政負担の軽減を図ります。


#### ③ 適切な維持管理体制の整備

- 県庁内の部局横断的な連携に加え、国や市町村、さらには大学等の研究機関、民間事業者、地域住民など、多様な主体との連携・協同体制を目指します。特に、深刻化する担い手不足に対応するため、産学官連携による人材の確保・育成や、市町村との協同事業化の促進等、持続可能な維持管理体制を構築します。

#### 4. 第1期計画において行った対策の実績

##### (1) 公共建築物

| 取組内容       | 主な実績   |            |      |            |        |   |         |      |   |         |      |   |           |       |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |
|------------|--|------------|------|------------|--------|---|---------|------|---|---------|------|---|-----------|-------|---|-----------|-----|---|-----------|-----|---|-----------|-----|---|-----------|-----|---|-----------|-----|---|-----------|
| ① 保有総量の最適化 | <p>(1) 適正な施設総量となるような縮減・最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公の施設見直しに伴い、社会福祉施設である鹿野かちみ園・第二鹿野かちみ園、皆生尚寿苑の民間譲渡を実施</li> <li>・市庁舎の再編を検討していた米子市との共同事業として、老朽化した西部総合事務所米子保健所の西部総合事務所敷地内への移転・統合に伴う新棟を共同整備</li> <li>・県立施設の米子産業体育館、米子市立施設の米子市民体育館、米子市営武道館の3施設を統廃合する米子アリーナ共同整備に向けた整備検討委員会を設置し、基本計画を策定</li> <li>・公営住宅の団地を市町村へ譲渡、廃止</li> </ul> <p>(2) 売却の促進</p> <p>廃止した職員宿舎や公営住宅を中心に、使用する見込みのない施設について積極的に売却を実施。</p> <table border="1" data-bbox="416 792 1233 1232"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>売却件数</th> <th>売却延床面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>1</td> <td>▲292.00</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>1</td> <td>▲673.41</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>3</td> <td>▲2,229.56</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>6</td> <td>▲8,350.19</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>3</td> <td>▲1,455.28</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>3</td> <td>▲2,694.69</td> </tr> <tr> <td>4年度</td> <td>4</td> <td>▲1,199.00</td> </tr> <tr> <td>5年度</td> <td>1</td> <td>▲1,020.73</td> </tr> <tr> <td>6年度</td> <td>1</td> <td>▲1,233.90</td> </tr> </tbody> </table> <p>※建物解体条件付き土地売却実績を含む</p> <p>(3) 改修・改築時における施設規模の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西部総合事務所米子保健所の総合事務所敷地内への移転時に、保健所スペース及び総合事務所敷地内倉庫の面積について規模の適正化を実施</li> <li>・米子市との米子アリーナ共同整備において、米子産業体育館を統廃合し、新体育館における県有部分の面積を縮減</li> </ul> | 年度         | 売却件数 | 売却延床面積 (㎡) | 平成28年度 | 1 | ▲292.00 | 29年度 | 1 | ▲673.41 | 30年度 | 3 | ▲2,229.56 | 令和元年度 | 6 | ▲8,350.19 | 2年度 | 3 | ▲1,455.28 | 3年度 | 3 | ▲2,694.69 | 4年度 | 4 | ▲1,199.00 | 5年度 | 1 | ▲1,020.73 | 6年度 | 1 | ▲1,233.90 |
| 年度         | 売却件数   | 売却延床面積 (㎡) |      |            |        |   |         |      |   |         |      |   |           |       |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |
| 平成28年度     | 1  | ▲292.00    |      |            |        |   |         |      |   |         |      |   |           |       |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |
| 29年度       | 1  | ▲673.41    |      |            |        |   |         |      |   |         |      |   |           |       |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |
| 30年度       | 3  | ▲2,229.56  |      |            |        |   |         |      |   |         |      |   |           |       |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |
| 令和元年度      | 6  | ▲8,350.19  |      |            |        |   |         |      |   |         |      |   |           |       |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |
| 2年度        | 3  | ▲1,455.28  |      |            |        |   |         |      |   |         |      |   |           |       |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |
| 3年度        | 3  | ▲2,694.69  |      |            |        |   |         |      |   |         |      |   |           |       |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |
| 4年度        | 4  | ▲1,199.00  |      |            |        |   |         |      |   |         |      |   |           |       |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |
| 5年度        | 1  | ▲1,020.73  |      |            |        |   |         |      |   |         |      |   |           |       |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |
| 6年度        | 1  | ▲1,233.90  |      |            |        |   |         |      |   |         |      |   |           |       |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |     |   |           |

| 取組内容     | 主な実績   |           |      |      |          |       |           |       |       |           |       |       |           |       |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |    |           |          |            |       |           |         |                       |      |                      |      |           |
|----------|--|-----------|------|------|----------|-------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|-----------|------|-------|-----------|------|-------|-----------|------|-------|-----------|------|-------|-----------|------|-------|-----------|----|-----------|----------|------------|-------|-----------|---------|-----------------------|------|----------------------|------|-----------|
| ② 効率的な利用 | <p>(1) 貸付等による効率的な利用<br/>           平成 24 年 1 月に鳥取県公有財産事務取扱規則を改正し、土地のみならず建物についても貸付けができるよう行政財産貸付制度を導入し、新たな貸付による財源を確保。</p> <table border="1" data-bbox="395 365 1232 804"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>貸付件数</th> <th>貸付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>407 件</td> <td>62,334 千円</td> </tr> <tr> <td>29 年度</td> <td>432 件</td> <td>71,907 千円</td> </tr> <tr> <td>30 年度</td> <td>391 件</td> <td>65,549 千円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>316 件</td> <td>49,555 千円</td> </tr> <tr> <td>2 年度</td> <td>401 件</td> <td>61,519 千円</td> </tr> <tr> <td>3 年度</td> <td>313 件</td> <td>65,553 千円</td> </tr> <tr> <td>4 年度</td> <td>388 件</td> <td>71,029 千円</td> </tr> <tr> <td>5 年度</td> <td>373 件</td> <td>65,077 千円</td> </tr> <tr> <td>6 年度</td> <td>361 件</td> <td>69,531 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1ヶ月以上の使用許可・貸付を行ったもので、電気事業及び電気通信事業のための使用許可・貸付を除く</p> <p>(2) 市町村への移管<br/>           平成 17 年に公営住宅の市町村への事業主体変更方針を策定し、市町村に管理代行を委託している小規模な公営住宅団地について、市町村による地域の住宅施策が可能となるよう移管を図っています。</p> <table border="1" data-bbox="413 1061 1232 1326"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>移管市町 (戸数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>岩美町 (10 戸)</td> </tr> <tr> <td>30 年度</td> <td>大山町 (4 戸)</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>倉吉市 (10 戸)、南部町 (20 戸)</td> </tr> <tr> <td>3 年度</td> <td>八頭町 (10 戸)、智頭町 (6 戸)</td> </tr> <tr> <td>4 年度</td> <td>八頭町 (8 戸)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) PPP / PFI 等の民間活力導入<br/>           平成 28 年 3 月には「鳥取県 PPP / PFI 手法活用の優先的検討方針」を策定し、建設費が 10 億円以上、運営費が年間 1 億円以上の施設について PPP / PFI 手法活用の検討を実施することとし、施設管理の効率化や経費削減を図る等歳出削減や歳入確保に努めてきました。</p> <p>【主な取組】</p> <p>公の施設に占める民間活力導入割合の上昇 (平成 29 年:57.8%→令和 7 年:63.5%)</p> <p>&lt; 指定管理者制度の拡大 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年度から導入した指定管理者制度の拡大           <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度以降 かにっこ館、二十一世紀の森、むきばんだ史跡公園</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt; PFI 手法の導入 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西部総合事務所新棟・米子市鞆町庁舎の整備・維持管理に PFI 手法を導入 (令和 5 年 10 月供用開始)</li> </ul>  | 年度        | 貸付件数 | 貸付金額 | 平成 28 年度 | 407 件 | 62,334 千円 | 29 年度 | 432 件 | 71,907 千円 | 30 年度 | 391 件 | 65,549 千円 | 令和元年度 | 316 件 | 49,555 千円 | 2 年度 | 401 件 | 61,519 千円 | 3 年度 | 313 件 | 65,553 千円 | 4 年度 | 388 件 | 71,029 千円 | 5 年度 | 373 件 | 65,077 千円 | 6 年度 | 361 件 | 69,531 千円 | 年度 | 移管市町 (戸数) | 平成 28 年度 | 岩美町 (10 戸) | 30 年度 | 大山町 (4 戸) | 令和 2 年度 | 倉吉市 (10 戸)、南部町 (20 戸) | 3 年度 | 八頭町 (10 戸)、智頭町 (6 戸) | 4 年度 | 八頭町 (8 戸) |
| 年度       | 貸付件数   | 貸付金額      |      |      |          |       |           |       |       |           |       |       |           |       |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |    |           |          |            |       |           |         |                       |      |                      |      |           |
| 平成 28 年度 | 407 件  | 62,334 千円 |      |      |          |       |           |       |       |           |       |       |           |       |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |    |           |          |            |       |           |         |                       |      |                      |      |           |
| 29 年度    | 432 件  | 71,907 千円 |      |      |          |       |           |       |       |           |       |       |           |       |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |    |           |          |            |       |           |         |                       |      |                      |      |           |
| 30 年度    | 391 件  | 65,549 千円 |      |      |          |       |           |       |       |           |       |       |           |       |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |    |           |          |            |       |           |         |                       |      |                      |      |           |
| 令和元年度    | 316 件  | 49,555 千円 |      |      |          |       |           |       |       |           |       |       |           |       |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |    |           |          |            |       |           |         |                       |      |                      |      |           |
| 2 年度     | 401 件  | 61,519 千円 |      |      |          |       |           |       |       |           |       |       |           |       |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |    |           |          |            |       |           |         |                       |      |                      |      |           |
| 3 年度     | 313 件  | 65,553 千円 |      |      |          |       |           |       |       |           |       |       |           |       |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |    |           |          |            |       |           |         |                       |      |                      |      |           |
| 4 年度     | 388 件  | 71,029 千円 |      |      |          |       |           |       |       |           |       |       |           |       |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |    |           |          |            |       |           |         |                       |      |                      |      |           |
| 5 年度     | 373 件  | 65,077 千円 |      |      |          |       |           |       |       |           |       |       |           |       |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |    |           |          |            |       |           |         |                       |      |                      |      |           |
| 6 年度     | 361 件  | 69,531 千円 |      |      |          |       |           |       |       |           |       |       |           |       |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |    |           |          |            |       |           |         |                       |      |                      |      |           |
| 年度       | 移管市町 (戸数)  |           |      |      |          |       |           |       |       |           |       |       |           |       |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |    |           |          |            |       |           |         |                       |      |                      |      |           |
| 平成 28 年度 | 岩美町 (10 戸)   |           |      |      |          |       |           |       |       |           |       |       |           |       |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |    |           |          |            |       |           |         |                       |      |                      |      |           |
| 30 年度    | 大山町 (4 戸)  |           |      |      |          |       |           |       |       |           |       |       |           |       |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |    |           |          |            |       |           |         |                       |      |                      |      |           |
| 令和 2 年度  | 倉吉市 (10 戸)、南部町 (20 戸)  |           |      |      |          |       |           |       |       |           |       |       |           |       |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |    |           |          |            |       |           |         |                       |      |                      |      |           |
| 3 年度     | 八頭町 (10 戸)、智頭町 (6 戸)   |           |      |      |          |       |           |       |       |           |       |       |           |       |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |    |           |          |            |       |           |         |                       |      |                      |      |           |
| 4 年度     | 八頭町 (8 戸)  |           |      |      |          |       |           |       |       |           |       |       |           |       |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |      |       |           |    |           |          |            |       |           |         |                       |      |                      |      |           |

- ・県立美術館の整備・運営に P F I 手法を導入（令和 7 年 3 月運営開始）



<コンセッション方式の導入<sup>※15</sup>>

- ・鳥取砂丘コナン空港の運営にコンセッション方式を導入（平成 30 年 7 月運営開始）



- ・水力発電施設（4 施設）の運営にコンセッション方式を導入（令和 2 年 9 月運営開始）



<Park-PFI<sup>※16</sup>（公募設置管理制度）の導入>

- ・東郷湖羽合臨海公園（日本海エリア）の管理に Park-PFI を導入（令和 7 年 11 月事業開始）

| 取組内容                   | 主な実績  |
|------------------------|---|
| <p>③ 長寿命化・維持管理費の抑制</p> | <p>(1) 施設の長寿命化<br/> 「鳥取県県有施設中長期保全計画 * 17」を策定し、知事部局が所管する主要な施設について、今後必要となる改修の時期と所要経費を分析し、計画的かつ適切に維持管理を行うことで施設の長寿命化を図り、中長期的な改修経費の削減を実施。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合療育センター屋上防水改修</li> <li>・皆成学園屋上防水外壁改修</li> <li>・とっとりバイオフロンティア外壁改修</li> <li>・とりぎん文化会館空調熱源改修</li> <li>・栽培漁業センター受変電設備改修</li> <li>・鳥取砂丘コナン空港非常用発電機改修</li> </ul> <p>(2) 改修・改築時における省エネ対策<br/> 「鳥取県県有施設中長期保全計画」に基づき外部建具の二重サッシ化、照明のLED化改修等の省エネ対策を実施。また、空調設備の高効率化、エネルギー源の変更による省エネ改修を実施。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁舎照明設備LED化改修</li> <li>・米子コンベンションセンター照明設備LED化改修</li> <li>・倉吉総合看護専門学校学生寮建具改修</li> <li>・とりぎん文化会館空調熱源改修（A重油から都市ガスへ変更）</li> <li>・とっとり花回廊空調熱源改修（A重油から電気へ変更）</li> <li>・鳥取砂丘コナン空港空調熱源改修（A重油から電気へ変更）</li> </ul> |

## (2) 土木インフラ

| 取組内容                | 主な実績   |
|---------------------|--|
| ①メンテナンスサイクルの構築      | <p>(1) 点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国の指針等に基づき、管理する土木インフラ全般において、定期的な点検・診断を着実に実施し、施設の健全度や損傷状況の把握に努めた。</li> </ul> <p>(2) 維持管理・修繕・更新・機能強化の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○メンテナンスサイクルに基づき、損傷が確認された施設について、計画的な維持管理・修繕・更新を実施した。</li> <li>○橋梁の修繕に合わせた耐震補強など、防災・減災の観点からの機能強化も推進した。</li> </ul>   |
| ②財政負担の縮減及び平準化と財源の確保 | <p>(1) 維持管理コストの縮減・平準化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○従来の事後的な対応から、損傷が軽微なうちに対策を行う予防保全への移行を進め、トータルコスト<sup>※18</sup>の縮減と平準化に努めた。</li> <li>○国の防災・減災、国土強靱化のための交付金等を活用し、老朽化対策を集中的に実施した。</li> </ul> <p>(2) 個別施設毎の長寿命化計画の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路橋梁やトンネル、河川管理施設など、管理するほぼ全ての土木インフラ施設において、個別の長寿命化計画（またはそれに準ずる計画）の策定が完了した。</li> </ul> <p>(3) 統廃合の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の更新時期に合わせて、利用状況や代替機能の有無等を勘案し、施設の統廃合について適宜検討を行った。</li> </ul> <p>(4) 新技術の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○タブレット端末を用いた道路維持管理システムを運用開始するなど、維持管理の効率化に向けた新技術の導入を推進した。</li> <li>○建設技術実証フィールドを活用し、ICT建機やドローンによる三次元測量等の講習会や体験会を実施した。</li> </ul> |
| ③適切な維持管理体制の整備       | <p>総合的・計画的な管理のための体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○庁内連絡会議や、国・市町村で構成する「道路メンテナンス会議」等を通じて、組織を横断した情報共有と連携に努めた。</li> <li>○産学官連携による「建設分野担い手確保・育成連携協議会」を設置し、人材確保・育成に向けた取組を開始した。</li> </ul>  |

## 5. 数値目標

基本方針に基づき、公共建築物は、①保有総量の最適化、②効率的な利用、③長寿命化・維持管理費の抑制を積極的に推進することにより、また、土木インフラは、インフラ機能の維持・確保の最適化を図るため、①メンテナンスサイクルの構築、②財政負担の縮減及び平準化と財源の確保、③適切な維持管理体制の整備を実施することにより今後目指すべき数値目標を以下のとおり設定します。

### (1) 公共建築物

- 令和6年度末の施設に係る施設数を20年間で10%削減を目指します。
- 令和6年度末の施設に係る総延床面積を20年間で5%削減を目指します。

### (2) 土木インフラ

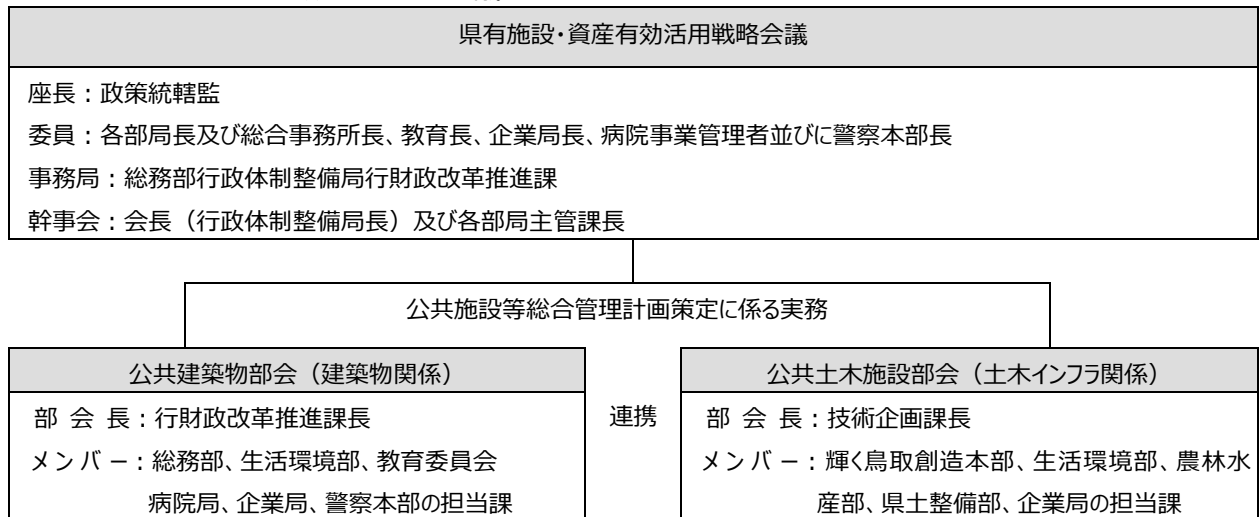
- 平成27年から40年間で必要なトータルコストは、予防保全型の老朽化対策への転換等により、第1期計画策定当初から15%の削減を目指します。
- ※数値目標に対する達成評価は、資材価格上昇の影響も踏まえて判断を行います。

## 6. 取組体制

公共施設等総合管理計画は、部局横断的組織である「県有施設・資産有効活用戦略会議\*19」において、部局横断的に機動的な取り組みを推進します。

また、「県有施設・資産有効活用戦略会議」において、PDCAサイクル\*20による取り組み成果の評価、効果の検証を毎年度行い、計画見直しを5年毎に行います。ただし、計画期間内5年未満であっても適宜見直しを行います。

【図2】県有施設・資産有効活用戦略会議組織図



【図3】PDCAサイクル



## **7. 情報管理・共有の実施方針**

それぞれの施設の特性に応じた情報の蓄積・管理を行い、維持管理に必要な情報の確実な継承と組織的な共有を推進します。当面は各施設所管部局の実情に応じて、データベース等により情報管理を行い各種データの整合・調整を進め、将来的には固定資産台帳との整合性も検討していきます。

## **8. 財産の適正な管理**

平成 27 年度及び令和 2 年度に実施された県有財産の管理に関する包括外部監査の結果を踏まえ、現在使用している財産はもとより、未利用となった財産についても現状を正確に把握して、適正な維持管理を行っていきます。

また、未利用財産の売却や貸付けなど、効率的な利活用を図っていきます。

## **9. ユニバーサルデザイン化の推進**

「鳥取県人権施策基本方針」に定められたすべての人が等しく社会の一員として尊重されるユニバーサル社会の実現のため、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設、文化施設、体育施設、観光施設、道路、公共交通などバリアフリーな生活環境の整備を促進し、日常生活、スポーツ、イベント、旅行・レジャーに対応したバリアフリー化を進めます。

## **10. 情報発信による県民の理解醸成**

計画による取り組みを推進するためには県民の理解も必要であり、公共施設の利用状況や老朽化等の状況について分かりやすい情報発信を行うことで、県民の理解醸成を図っていきます。

## 第6章 基本方針の具体的な取り組み

### 1. 公共建築物

#### (1) 施設の統合・廃止等の方針 <基本方針「①保有総量の最適化」関連>

- 公共施設を取り巻く環境や公共施設に求められるニーズは大きく変化しており、これらに対応した適切な行政サービスを将来にわたって持続的に提供していくために、利用状況やニーズ等、施設ごとに異なる状況をさまざまな観点から検討し、縮小、統合、廃止等により公共施設等の最適化を図ります。
- 他の用途への転用、他の県有施設等との統合又は共同利用による集約化等の検討にあたっては国及び市町村の公共施設の利用の可能性についても検討を行います。
- 施設の改修・改築時には施設規模の適正化を検討し、所要経費のさらなる縮減を図ります。なお、施設規模については、現状だけでなく、将来の利用見込みやニーズの変化も十分に勘案した上で適正な規模を決定するとともに、民間施設の借り上げなど公共施設の非保有手法についても検討します。

#### (2) 未利用財産の積極的な売却 <基本方針「①保有総量の最適化」関連>

- 施設の縮小、統合、廃止等により生じた未利用財産については、公共施設の利用状況やニーズ、老朽化等の状況を踏まえて、今後利用が見込まれなかったり、利用状況が著しく減少すると判断される施設や現に未利用である施設等、資産価値に見合わない利用状況となっている施設については売却を促進し、施設の保有量の縮小と維持管理費用の削減に努めます。
- 未利用財産の現状把握、情報共有等については、県有施設・資産有効活用戦略会議を活用するなど、部局横断的に取り組みます。
- 未利用財産の売却にあたっては、一般競争入札を基本としながら、不落札となった物件については、民間あつせん、分割売却など多様な手法を活用しながら積極的な売却を進めます。また、老朽化する建築物の解体費が上昇していることから、他の地方公共団体の事例も参考とし、マイナス入札制度<sup>\*21</sup>の導入など新たな売却手法の検討を進めます。

#### (3) 効率化・有効活用等の方針 <基本方針「②効率的な利用」関連>

- 売却が困難な未利用財産については、今後の処分方法の検討を行うとともに、その上で早急な処分が困難と判断されるものについては、市町村や民間企業への貸付を行うなど効率的な利活用を図るとともに、維持管理費用の削減を図ります。
- また、施設の利用実態を考慮し、利用者の利便性やサービス向上の観点から市町村への譲渡・移管・交換を進めるなど、幅広い視点で施設の有効活用を図ります。
- 本県においてはこれまでも、県有施設等の管理にあたり、民間への管理委託や指定管理者制度の導入等の民間ノウハウを活用する取り組みを進めてきたところですが、今後、更に施設管理の効率化や経費縮減を図るため、P P PやP F I等の民間活力を取り入れた手法の導入について検討を行います。

#### (4) 安全確保対策 <基本方針「①保有総量の最適化」及び「②効率的な利用」関連>

- 施設管理者により定期的・日常的に施設の状況（劣化度、危険度等）を把握し、必要に応じて適切な時期に修繕・改修工事を行います。
- 老朽化し危険な箇所のある建物は立ち入り禁止措置をとるなどの安全確保を図り、未利用施設は建物の危険度を確認した上で解体を進めます。

**(5) 市町村との連携・支援の実施** <基本方針「②効率的な利用」関連>

- 施設の利活用については、県と市町村は、積極的にお互いの情報を共有しながら連携を図ります。
- 県、市町村がそれぞれ所有する公共施設等の相互利用及び施設の共同設置等の広域的連携について、要望や相談等に対し、本県の取り組みや国の補助制度等に関する情報共有を行う等の支援を進めます。

**(6) 点検・診断等の実施** <基本方針「③長寿命化・維持管理費の抑制」関連>

- 建築物、設備等の定期点検や中長期保全計画\*<sup>22</sup>（各部局で作成する個別施設計画のうちの一つ）（以下「中長期保全計画」という。）に基づく施設状況調査、および施設管理者による日常的な点検を実施することで、施設の状況等（法適合性、劣化度、危険度）を把握し、維持管理による対応や、適時・適切に修繕・改修工事を実施していきます。

**(7) 維持管理・修繕・更新等の実施** <基本方針「③長寿命化・維持管理費の抑制」関連>

- 中長期保全計画対象施設（大規模施設等で各部局が計画策定の対象とする施設）については、計画的な予防保全に取り組むことにより、長寿命化を図ると共に、施設の重要度や劣化度等を考慮し、必要経費の縮減、平準化を図ります。
- 中長期保全計画対象施設については、施設の老朽化度や利用状況等を踏まえ、各施設の存廃や存続する場合の整備時期、手法等、将来的な施設のあり方について前倒しで検討するため、施設の使用目標年数の10年前を目途に施設のあり方検討（存廃を含む）を開始する。
- 中長期保全計画対象外の施設については、点検等により施設状況を把握したうえで、緊急性、必要性に応じて修繕・改修等適切な維持管理を実施します。

**(8) 耐震化の実施** <基本方針「③長寿命化・維持管理費の抑制」関連>

- 平成19年に策定した「鳥取県耐震改修促進計画\*<sup>23</sup>」に基づき、耐震改修促進法に定める県有特定既存耐震不適格建築物\*<sup>24</sup>の耐震化は県立博物館を残して完了しており、耐震化率100%を目指します。

**(9) 創エネ及び省エネ対策の実施** <基本方針「③長寿命化・維持管理費の抑制」関連>

- カーボンニュートラル達成に向けた太陽光発電設備の導入等の創エネ及び建築物省エネ法等の基準に基づく、断熱性能や各設備の省エネ性能の向上に取り組めます。

## 2. 土木インフラ

### (1) 点検・診断等の実施 <基本方針「①メンテナンスサイクルの構築」関連>

- 土木インフラの機能を適切に維持するため、個別施設ごとに策定した長寿命化計画等に基づき、定期的な点検・診断を計画的に実施し、施設の劣化や損傷などの健全度を的確に把握します。なお、点検・調査が困難な場合は、関係者間で情報共有を図り、必要な措置（時間計画保全など\*25）を検討します。
- 点検の精度を確保・向上させるため、新たな地域資格の創出支援、研修や講習会の実施など、点検・診断を担う技術者の育成や技術力の維持・向上を図ります。
- 第1期計画の課題であった、点検・診断結果や修繕履歴等が十分に利活用されていない状況を改善するため、これらのデータを一元的に蓄積・管理するデータベースの構築を推進します。
- 蓄積したデータを分析・活用し、施設の健全度や劣化予測に加え、機能不全時の社会的影響の大きさも考慮した対策の優先順位付けにより、適切な維持管理を実現します。また、データベース等を通じてインフラの状態を分かりやすく「見える化」することも意識し、情報共有や意思決定に繋がります。
- データベースの活用を中核に据え、土木インフラの適切な現状把握に努めるとともに、メンテナンスサイクル【点検・診断⇒措置⇒記録⇒（次回点検）】を定着させます。

### (2) 維持管理・修繕・更新・耐震化等機能強化の実施 <基本方針「①メンテナンスサイクルの構築」関連>

- 構築を進めるデータベースを活用し、客観的なデータ分析に基づいた優先順位に従って、計画的な維持管理・修繕・更新を実施し、最適なタイミングでの対策を目指します。
- 近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、「鳥取県国土強靱化地域計画\*26」とも連携し、防災・減災の観点からの機能強化を推進します。具体的には、複合災害や液状化、大規模地震に備えた橋梁等の耐震補強を着実に進めるとともに、激甚化・頻発化する風水害などに対応するための施設の耐力向上等にも取り組みます。
- 施設の修繕・更新にあたっては、誰もが安全・安心・快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した設計に努めます。

### (3) 維持管理コストの縮減・平準化 <基本方針「②財政負担の縮減及び平準化と財源の確保」関連>

- 施設の損傷が深刻化してから大規模な修繕を行う事後保全的な対応から、損傷が軽微なうちに予防的な対策を行う予防保全型メンテナンスへの転換を、第1期計画に引き続き強力に推進します。
- さらに、蓄積したデータを分析・活用し、客観的な根拠に基づいた施設の長寿命化対策によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図り、老朽化に起因する重大事故を未然に防止します。また、激甚化・頻発化する自然災害時においてもインフラの機能が安定的に発揮されるよう、機能強化を含むインフラの維持・確保の取組を加速させます。
- 老朽化対策を着実に推進していくため、「第1次国土強靱化実施中期計画」で示された財源を戦略的に活用し、県の財政負担を軽減しながら、対策が必要な施設への重点的・集中的な投資を行います。
- 「予防保全」を進める上では、全ての施設に一律に予防保全を適用するのではなく、施設の機能や特性、機能不全が社会に与える影響の大きさ、更新コスト等を総合的に勘案します。その上で、「予防保全\*27」「時間計画保全（耐用年数に応じた計画的な更新）」「事後保全（故障や損傷発生後の対応）\*28」の中から、最も合理的で効果的な維持管理手法を選択・実施します。

#### (4) 個別施設ごとの長寿命化計画の策定

＜基本方針「①メンテナンスサイクルの構築」及び「②財政負担の縮減及び平準化と財源の確保」関連＞

- 第1期計画期間中に、対象となる全ての土木インフラ施設で個別の長寿命化計画（またはそれに準ずる計画）の策定はほぼ完了しました。
- 第2期計画では、これらの策定済み計画を「運用」する段階へと移行し、PDCAサイクルに基づき、計画を適切に更新していきます。具体的には、定期的な点検・診断結果や、新技術の導入状況、激甚化する災害リスクの変化、施設の利用状況といった社会情勢の変化を踏まえ、対策内容や実施時期の最適化を図るため、計画を適宜見直します。
- 計画の更新にあたっては、単なる機能維持や長寿命化に留まらず、「鳥取県国土強靱化地域計画」と連携し、耐震性の確保や風水害対策といった防災・減災機能の強化についても、引き続き計画に位置づけていきます。

#### (5) 統廃合の検討 ＜基本方針「②財政負担の縮減及び平準化と財源の確保」関連＞

- 施設の更新時期に合わせて、利用状況や代替機能の有無だけでなく、人口減少や社会情勢等を考慮しながら統廃合を適宜検討し、インフラストックの最適化を目指します。

#### (6) 新技術等の導入 ＜基本方針「②財政負担の縮減及び平準化と財源の確保」関連＞

- インフラメンテナンスの高度化・効率化を図るため、産学官の連携による新技術の検証・導入を積極的に推進します。
- 鳥取大学の浜坂キャンパスに令和5年に開設した「建設技術実証フィールド」を拠点とし、ロボットやセンサー技術等を活用した点検・診断の高度化や省力化等の技術開発・検証を行い、生産性向上に資する新技術の普及導入を促進します。
- さらに、埼玉県八潮市で発生した下水道に起因する道路陥没事故を踏まえ、目視では確認困難なインフラ内部の損傷の可視化など、新たな課題に対応する技術の導入を目指します。
- 蓄積したデータを活用した点検・診断のメンテナンスサイクルを構築し、記録、分析、対策立案に至る維持管理業務のプロセス全体の精度向上と効率化を図るため、DXを推進します。
- 具体的には、無人航空機（ドローン）等を用いた3次元データの活用や、タブレット端末を活用した現場での点検調書の作成、IoT技術による施設の遠隔監視など、デジタル技術の活用による生産性向上に向けた取り組みを進めます。
- 施設の更新時のみならず、維持管理段階においてもコスト縮減と平準化、質の高いサービスの提供を図るため、引き続きPPP/PFI手法（民間の資金やノウハウを活用し、公共施設の整備や運営等を行う手法）の導入を適宜検討します。

**(7) 総合的・計画的な管理のための体制の構築** <基本方針「③適切な維持管理体制の整備」関連>

① 担い手確保・育成の推進

- 建設業界の将来を担う人材を確保・育成するため、産学官で構成する「鳥取県建設分野担い手確保・育成連携協議会」を中心に、建設業界の魅力向上や処遇改善等の取組を推進し、特にU I Jターンによる入職者を増やすための対策を強化します。
- 大学等の研究機関との連携を強化し、インフラメンテナンスに関する専門的知識を持つ技術者を養成するための新たな地域資格制度（国土交通省登録資格）の創設・運営を支援し、官民双方の技術力の向上と、若者が地域に定着する好循環の創出を目指します。

② 住民参画による維持管理

- 県民との協同による持続可能な管理体制を目指し、土木インフラの損傷を手軽に通報できるシステムの導入を検討するなど、住民参画の仕組みづくりを推進します。
- これにより、施設異常の早期発見と迅速な対応に繋げ、維持管理業務の効率化を図ります。

③ 国や市町村等との連携

- 土木インフラの長寿命化対策を推進するため、鳥取県建設技術センターのリソースも活用しながら、技術系職員が不足する市町村に対して技術支援を通じた連携強化を図り、効率的・効果的なインフラ維持管理の実施に向けた検討を進めます。
- 県のノウハウや国の補助制度等の情報提供を行うとともに、国や市町村と「道路メンテナンス会議」等の場を通じて広域的な情報共有に努めます。

## 第7章 施設類型ごとの基本方針

すべての県有施設等について、「第5章 公共施設の適正管理に関する基本的な考え方」及び「第6章 基本方針の具体的な取り組み」に基づき、全庁的な共通認識のもとで各公共施設等の適切な維持管理・更新等が行えるよう取り組みを行います。それらの共通方針に加えて、施設の特性に応じた管理に関する基本的な考え方である「施設類型ごとの基本方針」を以下のとおり定めます。

なお、各施設の所管部局においては、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、個別施設計画を策定（対象とする施設は、当該計画に基づく予防保全を実施し、施設の長寿命化を図ることにより、中長期的な財政負担の削減効果が大きいすべての施設とする。）していることから、各個別施設計画に基づき、より効率的・効果的な管理を計画的に推進することとします。

### 1. 公共建築物

#### (1) 庁舎等（行政施設、研修施設、試験研究施設、職員宿舎）

- 庁舎等には建設年度が古い施設が多く、複数の部位・設備等で劣化進行が見られるため、改修にあたっては、複数の改修部位等の改修時期を合わせるなど効率的な改修計画とします。
- なお、職員宿舎については、今後新たな整備は行わないこととし、老朽化等の状況により、順次廃止していきます。
- 本県の組織のあり方、今後の人口減少に伴う圏域のあり方、国や市町村等との役割など、様々な観点から検討の上、行政機関としての機能や県民の利便性を損なうことのないよう適正な保有総量となるよう検討を進め、必要に応じて共同整備を行います。
- 「鳥取県県有施設中長期保全計画」に基づき、計画的かつ適切に維持管理を行うことで施設の長寿命化を図り、中長期的な維持・更新経費を削減します。

#### (2) 集客施設、スポーツ施設

- 施設の性質上、大空間・大規模な施設が多く、改修規模等も大きくなります。また、県民利用頻度が高い施設が多いなど、施工制限等が多くなるため、施設利用者等への影響が最小限となるよう運営スケジュール等の詳細な検討も含め長期的、全体的な計画を考慮した改修計画とします。
- 「鳥取県県有施設中長期保全計画」に基づき、計画的かつ適切に維持管理を行うことで施設の長寿命化を図り、中長期的な維持・更新経費を削減します。

#### (3) 保健・福祉施設等

- 保健・福祉施設は、その用途から法的規制等が多く、施設利用等についての要望も多岐にわたるため、老朽化等に併せ、施設に求められる機能等も考慮した改修計画とします。
- 「鳥取県県有施設中長期保全計画」に基づき、計画的かつ適切に維持管理を行うことで施設の長寿命化を図り、中長期的な維持・更新経費を削減します。

#### (4) 公営住宅

- 公営住宅は、建設年度が古い建物が多く、複数の部位・設備等で劣化が進行し、入居者の高齢化も進んでいることから、公営住宅としての役割を果たすため、高齢者、障がい者、子育て世帯等の多様な入居世帯構成に配慮できる型式別供給、バリアフリー化、断熱化等を考慮した改修計画とします。
- 管理戸数は、長期的な人口、世帯の減少に合わせたものとし、増加が予測される高齢者、障がい者、母子父子世帯等の住宅困窮世帯のセーフティネットとして、「鳥取県持続可能な住生活環境基本計画\*<sup>29</sup>」に基づき、民間賃貸住宅の供給量も踏まえながら、適正数を確保します。
- 「鳥取県公営住宅等長寿命化計画\*<sup>30</sup>」に基づき、計画的かつ適切に維持管理を行いながら維持管理費・事業費のコスト縮減及び平準化を図ります。

#### (5) 学校・教育施設

- 学校施設は建設年度の古い施設が多く、改修規模等が大きくなることから、改修時期が重ならないよう計画的に改修を実施します。
- 県立学校を中心に改修・更新費用が増加傾向にありますが、最適な保有総量となるよう検討を進めます。
- 県立高等学校については、学校の在り方に関する方針等を踏まえるとともに、学校の特色が生かせるよう、県立特別支援学校については、子どもの障がいの特性に応じた適切な支援が行えるよう、学校現場の意見等をよく反映させた施設改修等となるよう検討していきます。
- 地震などの災害発生時には、地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、安全性及び快適性には特に配慮した改修計画とします。
- 学校以外の施設についても、改修時の施設利用者への影響なども考慮し、P P P / P F I 手法など新たな整備手法による改修等の検討を進めます。
- 「鳥取県教育委員会所管施設長寿命化計画\*<sup>31</sup>」に基づき、計画的かつ適切に維持管理を行いながら維持管理費や改築・更新費等のトータルの経費縮減と財政負担平準化を図ります。

#### (6) 警察施設

- 警察施設は、特殊な設備、入室制限がある部屋及び 24 時間空調管理が必要な部屋等の特殊事情を抱えていること、一般施設と比べ特に設備の劣化進行が早いことから、警察活動への影響が最小限となるような改修スケジュールを個別計画により策定し、効率的かつ効果的な改修計画とします。
- また、平成 17 年度に実施した警察署等の再編により、施設数を見直ししているところであり、今後、状況・必要性に応じて施設の見直しを行います。
- 署員宿舎については、県内各地で発生する事件・事故に即応して組織的な警察活動を展開するために必要不可欠であるが、建築年度が古い建物が多いため、費用対効果を踏まえ、既存施設の計画的な統廃合や P F I の活用等で適切な維持管理を行います。
- 「鳥取県警察本部施設中長期保全計画\*<sup>32</sup>」及び「鳥取県警察本部 交番・駐在所中長期整備計画\*<sup>33</sup>」に基づき、計画的かつ適切に維持管理を行いながら中長期的な改修経費の削減を図ります。

## (7) 病院施設

- 平成 30 年に新病院として竣工した中央病院については、各設備で設定されている計画更新年数以内での更新・改修とならないよう長寿命化を目指して、定期的なメンテナンス（修繕・分解整備など）を行う計画を立てています。
- 厚生病院については、病院が取り組む医療や施設整備が経営に与える影響等を考慮した中長期的な施設改修のあり方について検討していきます。
- 宿舎については、老朽化等の状況により、使用していない宿舎の廃止や売却を進め、維持管理コストを縮減します。
- 「鳥取県中長期保全計画（病院局）\*<sup>34</sup>」に基づき、計画的かつ適切に維持管理を行いながら中長期的な改修経費の削減を図ります。

## (8) 企業局施設

- 発電施設については、水車・発電機等のオーバーホール（定期的に水車や発電機の分解を伴う点検・清掃・部品交換等の作業を行うこと）や 50 年以上経過した発電所を対象としたリニューアル（水車や発電機などの発電設備（電気設備）の更新を行うこと）に併せた、経済性を考慮した改修計画とします。
- 庁舎については、発電所及び工業用水道の管理機能が維持できるよう、老朽化等の状況を考慮した改修計画とします。
- 「鳥取県企業局個別施設計画\*<sup>35</sup>」に基づき、電力や工業用水の安定供給を図り、また長寿命化対策に必要な財政負担を軽減・平準化を図ります。

## 2. 土木インフラ

### (1) 道路施設

- 橋梁やトンネル、大型構造物（横断歩道橋等）については、「鳥取県道路橋梁長寿命化修繕計画<sup>\*36</sup>」、「鳥取県道路トンネル長寿命化修繕計画<sup>\*37</sup>」及び「鳥取県道路大型構造物長寿命化修繕計画<sup>\*38</sup>」に則り、予防保全による維持管理を行い、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。
- 道路附属物など、その他の施設は、施設規模が小さく予防保全によるトータルコストの縮減効果が限定的なことから、通常パトロール等により状況を確認し、必要に応じて事後保全による補修・更新等を行います
- 維持管理における点検・診断の結果や修繕・更新の履歴をデータベースに蓄積し、今後の維持管理に活用します。
- 令和3年度からタブレット端末を用いたインフラ維持管理システムを運用開始しており、SIP<sup>\*39</sup>（戦略的イノベーション創造プログラム）において構築中の橋梁維持管理支援システムの導入等、引き続き維持管理に関する最新のメンテナンス技術の活用を促進します。
- 「鳥取県道路メンテナンス会議<sup>\*40</sup>」を通じて、交通上密接な関連を有する道路管理者が相互に連絡・調整・協力・情報共有・情報発信を図り、点検・修繕計画等を把握・調整します。

### (2) 河川管理施設

- 「鳥取県河川維持管理計画マスタープラン<sup>\*41</sup>」に基づき、出水期前・出水後の点検や定期的な巡視等を実施することにより、河道や堤防等の現況把握に努め、予防保全による維持管理を行い、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。
- 水門・排水機場等の大規模施設やダムについては、個別施設長寿命化計画に則り、予防保全による維持管理を行い、トータルコストの縮減と予算平準化を図ります。
- 樋門等の小規模施設については、「小規模河川管理施設更新計画<sup>\*42</sup>」に基づき、施設の劣化度を考慮しながら、計画的な更新・修繕を行います。
- 点検・診断の結果や修繕・更新の履歴については、河川カルテ<sup>\*43</sup>にとりまとめたうえで鳥取県河川台帳システム<sup>\*44</sup>に蓄積し、計画的な点検・診断や修繕等の効率化を図ります。

### (3) 海岸保全施設

#### 《全海岸保全施設共通》

- 「鳥取沿岸海岸保全基本計画<sup>\*45</sup>」に基づき長寿命化対策を推進することで、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。

#### 《国土交通省水管理・国土保全局所管》

- 点検・診断の結果や修繕・更新の履歴については、海岸カルテ<sup>\*46</sup>に情報をとりまとめ、データベースの構築を検討し、計画的な点検・診断や修繕等の効率化を図ります。

#### 《国土交通省港湾局、農林水産省水産庁所管》

- 点検・診断の結果や修繕・更新の履歴については、維持管理情報データベースの構築を検討し、今後の維持管理に活用します。

※農林水産省農村振興局所管海岸保全施設については、農業施設に記載します。

#### (4) 港湾施設

- 維持管理費の平準化を目的に策定した「維持管理計画<sup>\*47</sup>」（鳥取港、田後港、赤碕港、逢坂港、米子港、境港）を個別施設長寿命化計画と位置付け、予防保全による維持管理を実施するとともに、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。
- 附帯施設等の小規模施設については、予防保全によるトータルコストの縮減効果が期待できないため、日常的なパトロールによる状態監視を行い、機能低下や周辺環境への影響を勘案しながら、事後保全による補修・更新等を行います。
- 点検・診断の結果や修繕・更新の履歴については、維持管理情報データベースに情報を蓄積し、今後の維持管理に活用します。

#### (5) 漁港施設

- 既に策定している「機能保全計画<sup>\*48</sup>」（網代漁港、泊漁港、淀江漁港、境漁港）に則り、予防保全による維持管理を実施するとともに、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。
- 附帯施設等の小規模施設については、予防保全によるトータルコストの縮減効果が期待できないため、日常的なパトロールによる状態監視を行い、機能低下や周辺環境への影響を勘案しながら、事後保全による補修・更新等を行います。
- 点検・診断の結果や修繕・更新の履歴については、維持管理情報データベースの構築を検討し、今後の維持管理に活用します。

#### (6) 治山・砂防関係施設

- 「鳥取県砂防関係施設長寿命化計画<sup>\*49</sup>」及び「鳥取県治山施設個別施設計画<sup>\*50</sup>」に則り、メンテナンスサイクルを考慮した計画的な維持管理を行い、施設の劣化や損傷状況に応じた効率的・効果的な施設更新を行い、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。
- 点検・診断の結果や修繕・更新の履歴については、「鳥取県砂防関係情報管理システム<sup>\*51</sup>」、「鳥取県山地災害危険地区情報システム<sup>\*52</sup>」や「鳥取県砂防インフラ維持管理システム<sup>\*53</sup>」に情報を蓄積し、今後の維持管理に活用します。

#### (7) 農業施設

《農林水産省農村振興局所管海岸保全施設含む》

- 地すべり防止施設については、「地すべり防止施設長寿命化計画<sup>\*54</sup>」に則り、施設の劣化や損傷状況に応じた効率的・効果的な保全管理や更新整備等を行い、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。
- 海岸保全施設については、施設の規模や受益面積等が小さく、予防保全によるトータルコストの縮減効果が期待できないため、点検結果等に基づき、事後保全による補修・更新等を行います。
- 点検・診断の結果や修繕・更新の履歴については、水土里情報システムに情報を蓄積し、今後の維持管理に活用します。

#### (8) 林道施設

- 橋梁については、既に策定している長寿命化計画に則り、予防保全による維持管理を実施するとともに、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。
- 点検・診断の結果や修繕・更新の履歴については、県管理林道橋梁データベースに情報を蓄積し、今後の維持管理に活用します。

## (9) 空港施設

- 「鳥取空港維持管理・更新計画<sup>\*55</sup>」に則り、予防保全による維持管理を実施するとともに、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。
- 点検・診断の結果や修繕・更新の履歴については、維持管理情報データベースの構築を検討し、今後の維持管理に活用します。

## (10) 下水道施設

- 「鳥取県天神川流域下水道事業ストックマネジメント計画<sup>\*56</sup>」に則り、予防保全による維持管理を実施するとともに、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。
- 機能発揮上、重要な施設で調査により劣化状況が把握可能な施設は状態監視保全、劣化状態の把握が困難な施設は時間計画保全とし、それ以外の施設は事後保全による対策を実施します。
- 令和7年度は、埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因する道路陥没事故を受けた特別重点調査（対象：1994年以前に設置・改築された内径2m以上の管路）を実施した結果、調査対象の管路約1kmが緊急度Ⅱ（5年以内に対策を実施）と判定されたため、5年以内に対策が完了するよう事業を進めます。
- 点検・診断の結果や修繕・更新の履歴については、天神川流域資産管理システムに情報を蓄積し、今後の維持管理に活用します。

## (11) 都市公園施設

- 都市公園毎に策定した「鳥取県立都市公園施設長寿命化計画<sup>\*57</sup>」に則り、予防保全による維持管理を実施するとともに、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。
- 経年劣化等により施設が損傷した場合であっても、その影響の及ぼす範囲が限定的であるなど、重大な事故を引き起こす可能性が極めて低い施設については、事後保全による補修・更新等を行います。
- 点検・診断の結果や修繕・更新の履歴については、鳥取県施設台帳データベースに情報を蓄積し、今後の維持管理に活用します。

## (12) 情報通信施設

- 通信線路については、監視装置による常時監視、及び架空線路設備全線の定期的な保守点検により、機能維持を図っています。
- 通信機器設備については、メーカー保証期間に応じた時間計画保全による年次的な更新を行い、予算の平準化を図ります。

## (13) 工業用水道施設

- 「鳥取県企業局個別施設計画」に則り、予防保全による維持管理を実施するとともに、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。
- 加圧ポンプ等の周期的に整備が必要な機器や電気・機械・計装設備等については、耐用年数を勘案した時間計画保全、付属設備等の小規模施設は事後保全による補修・更新等を行います。
- 点検・診断の結果や修繕・更新の履歴については、施設台帳データベースに情報を蓄積し、今後の維持管理に活用します。

#### **(14) 発電施設**

- 電気事業法第 42 条に基づき保安規程を定め、巡視・定期点検及び検査を実施し、常に法令で定める技術基準に適合するよう維持管理を実施します。
- 付属設備や代替性のある小規模施設については、劣化状況や重要度を勘案した時間計画保全による補修・更新等を行います。
- 点検・診断の結果や修繕・更新の履歴については、施設台帳データベースに情報を蓄積し、今後の維持管理に活用します。

#### **(15) 交通安全施設**

- 交通信号機（制御機）は、予防保全によるトータルコストの縮減効果が期待できないため、定期点検により損傷度合いを把握し、時間計画保全による機能維持を行うとともに、優先度を選定して予算の平準化を図ります。

## 用語集

| NO | 用語                      | 内容   |
|----|-------------------------|--|
| 1  | 公共施設等                   | 公共施設、公用施設その他の県が所有する建築物その他の工作物のこと。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設等を含む包括的な概念。地方独立行政法人が保有する施設など、地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。   |
| 2  | 公共建築物                   | 公共的な利用目的をもつ建築物で、本計画では庁舎・福祉施設・病院・学校等をいう。通称“ハコモノ”と言われる施設。  |
| 3  | (土木) インフラ               | インフラストラクチャー (Infrastructure) の略。産業や県民の生活の基盤として整備される施設等であり、本計画における土木インフラは、都市活動を支える道路や橋梁等の土木構造物に加えて、企業会計に係る施設等も含む。   |
| 4  | インフラ長寿命化基本計画            | 道路や上下水道などの公共インフラの老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成 25 年 11 月 29 日に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定された、戦略的に公共インフラの維持管理・更新を進めるための基本方針。基本計画に基づき、国、自治体レベルで行動計画 (= 公共施設等総合管理計画) の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされている。   |
| 5  | 有形固定資産減価償却率             | 減価償却累計額 / 取得価格で算出される。減価償却累計額が大きいほど、資産を取得してからの経過期間が長く、資産価値が減少していることを表している。  |
| 6  | 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 | 防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、令和3年度から令和7年度の5年間を期間とした国の対策であり、令和2年12月11日に閣議決定された。<br>(重点に取組む対策・事業規模)<br>○事業規模：おおむね15兆円程度<br>・「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」<br>おおむね12.3兆円程度<br>・「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」<br>おおむね2.7兆円程度<br>・「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」<br>おおむね0.2兆円程度 |
| 7  | 財政誘導目標                  | 本県が策定している、これまでの財政誘導目標により実現した財政健全化の水準を維持していくための施策を集中的に実施するための目標。なお、数値目標は以下のとおり。<br>① 令和8年度の財政調整型基金残高 ≥ 200億円<br>② 令和8年度の実質的な県債残高 ≤ 3,800億円<br>③ 当初予算編成時でのプライマリーバランスの黒字化   |

| NO | 用語              | 内容   |
|----|-----------------|--|
| 8  | 財政調整型基金         | 自治体が、年度間の財源不足に備えるため、財源に余裕がある年に決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための基金のこと。  |
| 9  | プライマリーバランス      | 本計画でいうプライマリーバランスとは、毎年度の現金収支から起債（借金）、元金償還（借金の元本の返済）、基金取り崩し（貯金の引き出し）の影響を除いた単年度での実質的な収支を表したもの。  |
| 10 | 地方交付税           | 地方公共団体の税源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国税（所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税）の一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するもの。   |
| 11 | 普通建設事業費         | 地方財政の経費分類における道路、橋、学校、庁舎など、公共施設・公用施設の新増設の建設事業に必要とされる投資的経費のうち、災害復旧事業、失業対策事業を除いたものを一括していう。  |
| 12 | P P P           | Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。  |
| 13 | P F I           | Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。   |
| 14 | メンテナンスサイクル      | 対象施設について、点検・診断を行い、その結果等に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的に実施するとともに、これらの取り組みを通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用する方法を指す。   |
| 15 | コンセッション方式       | 施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。   |
| 16 | Park-PFI        | 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設等）の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する手続き。   |
| 17 | 鳥取県県有施設中長期保全計画  | 知事部局が所管する施設毎の将来的な保全計画の基礎資料となるもの。（一定規模以上の施設等について作成する。）施設の長寿命化を図るため、予防保全の観点を盛り込んだ中長期にわたる計画的な修繕、更新等の保全計画。   |
| 18 | トータルコスト         | 中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。   |
| 19 | 県有施設・資産有効活用戦略会議 | 平成 28 年 3 月に「鳥取県 P P P / P F I 手法活用の優先的検討方針」及び「鳥取県公共施設等総合管理計画」が策定されたことを受け、県有施設・資産を活用した官民連携（P P P / P F I）の積極的な活用や、県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討するために設置した組織。戦略会議において、本計画を機動的かつ合理的に策定するための「公共建築物部会」「公共土木施設部会」、また、指定管理施設一斉更新に向けた公の施設の見直し検討及び市町村と共同設置、共同利用または一元管理が可能な公共施設の検討を行う「公の施設見直し検討部会」が設置されている。 |
| 20 | PDCA サイクル       | 事業について、計画を立て（Plan）、実施（Do）し、事業終了後に、結果を評価（Check）し、改善（Action）し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクル。  |

| NO | 用語                    | 内容   |
|----|-----------------------|--|
| 21 | マイナス入札制度              | 土地の売却にあたって、敷地内の老朽化した建物を購入者が解体することを条件とし、土地の評価額から解体費用を差し引いて設定し、マイナス価格で落札された場合は、売却者（県）がマイナス相当分を負担する手法。  |
| 22 | 中長期保全計画               | 各部局により策定され、施設毎の将来的な保全計画の基礎資料となるもの。（一定規模以上の施設等について作成する。）施設の長寿命化を図るため、予防保全の観点を盛り込んだ中長期にわたる計画的な修繕、更新等の保全計画。                                     |
| 23 | 鳥取県耐震改修促進計画           | 耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づき、平成19年3月に策定された、鳥取県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画。  |
| 24 | 特定既存耐震不適格建築物          | 耐震改修促進法で定められた多数の者が利用する一定規模以上（事務所等は3階以上かつ1,000㎡以上）の旧耐震基準で建築された建築物で、所有者等に耐震診断・耐震改修の努力義務が課せられている。   |
| 25 | 時間計画保全                | 予防保全のうち、定められた時間計画に従って必要な措置を行うものを時間計画保全という。   |
| 26 | 鳥取県国土強靱化地域計画          | いかなる自然災害が起こっても、機能不全に陥る事が避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会を構築し、地域活性化と持続的な成長にも繋がる取組により「持続可能で強靱な鳥取づくり」を推進するための計画。                           |
| 27 | 予防保全                  | 損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。   |
| 28 | 事後保全                  | 施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。   |
| 29 | 鳥取県持続可能な住生活環境基本計画     | 住生活基本法第17条第1項の規定に基づき、令和4年3月に策定された、鳥取県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する計画。  |
| 30 | 鳥取県公営住宅等長寿命化計画        | 一定数の公営住宅の供給・管理を行うため、将来ストック量の推計に基づく効率的で効果的な団地・住棟の長寿命化改善、統廃合、建替、維持管理などの事業手法を定め、日常・定期点検による予防保全のメンテナンスサイクルを反映した維持管理費・事業費のコスト削減及び平準化を適切実施するための計画。 |
| 31 | 鳥取県教育委員会所管施設長寿命化計画    | 教育委員会により策定され、施設毎の将来的な保全計画の基礎資料となるもの。（一定規模以上の施設等について作成する。）施設の長寿命化を図るため、予防保全の観点を盛り込んだ中長期にわたる計画的な修繕、更新等の保全計画。                                   |
| 32 | 鳥取県警察本部施設中長期保全計画      | 警察本部により策定され、施設毎の将来的な保全計画の基礎資料となるもの。（一定規模以上の施設等について作成する。）施設の長寿命化を図るため、予防保全の観点を盛り込んだ中長期にわたる計画的な修繕、更新等の保全計画。                                    |
| 33 | 鳥取県警察本部 交番・駐在所中長期整備計画 | 警察本部により策定され、交番・駐在所の将来的な保全計画の基礎資料となるもの。施設の長寿命化を図るため、予防保全の観点を盛り込んだ中長期にわたる計画的な修繕、更新等の保全計画。  |

| NO | 用語                 | 内容   |
|----|--------------------|--|
| 34 | 鳥取県中長期保全計画（病院局）    | 病院局により策定され、病院の将来的な保全計画の基礎資料となるもの。施設の長寿命化を図るため、予防保全の観点を盛り込んだ中長期にわたる計画的な修繕、更新等の保全計画。   |
| 35 | 鳥取県企業局個別施設計画       | 企業局により策定され、発電施設及び工業用水道施設の将来的な保全計画の基礎資料となるもの。施設の長寿命化を図るため、予防保全の観点を盛り込んだ中長期にわたる計画的な修繕、更新等の保全計画。  |
| 36 | 鳥取県道路橋梁長寿命修繕化計画    | 多くの橋梁が老朽化し、維持管理コストの増大が予想されることから、予防保全型の修繕に転換し、ライフサイクルコストの縮減を図り、計画的な補修の点検・計画・修繕・記録のメンテナンスサイクルを的確に実施して、施設の長寿命化を図るための計画。   |
| 37 | 鳥取県道路トンネル長寿命化修繕計画  | 多くのトンネルが老朽化し、維持管理コストの増大が予想されることから、予防保全型の修繕に転換し、ライフサイクルコストの縮減を図り、計画的な補修の点検・計画・修繕・記録のメンテナンスサイクルを的確に実施して、施設の長寿命化を図るための計画。                                       |
| 38 | 鳥取県道路大型構造物長寿命化修繕計画 | 多くの大型構造物（横断歩道橋・門型標識・道路情報提供装置・ロックシェッド・大型カルバート）が老朽化し、維持管理コストの増大が予想されることから、予防保全型の修繕に転換し、ライフサイクルコストの縮減を図り、計画的な補修の点検・計画・修繕・記録のメンテナンスサイクルを的確に実施して、施設の長寿命化を図るための計画。 |
| 39 | SIP                | Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Programの略。内閣府総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮して、府省の枠や旧来の分野を超えたマネジメントにより、科学技術イノベーション実現のために創設した国家プロジェクト。             |
| 40 | 鳥取県道路メンテナンス会議      | 鳥取県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする会議。  |
| 41 | 鳥取県河川維持管理計画マスタープラン | 河川維持管理に必要とされる主要な事項を定め、鳥取県管理河川において持続的な河川管理及び治水機能の効果の持続を目的とした計画。   |
| 42 | 鳥取県小規模河川管理施設更新計画   | 小規模河川管理施設については、長寿命化計画までは必要ないとしながらも、老朽化する施設が増える中で、場当たりの修繕ではなく計画的な更新が必要。効果的・効率的に施設を更新していくため、施設の重要度や優先度を整理した更新計画。   |
| 43 | 河川カルテ              | 河川巡視や点検の結果、維持管理や河川工事の内容等を継続的に記録するものであり、河道や施設の状態を把握し、適切な対応を検討する上での基礎となる資料。  |
| 44 | 鳥取県河川台帳システム        | 河川法第 12 条に規定する河川現況台帳（水利台帳も含む）及び平面図を電子化し、データベース形式の調書システムとGIS（地理情報システム）を利用した附図システムを連動させ、河川管理を効率化することを目的としたシステム。  |
| 45 | 鳥取沿岸海岸保全基本計画       | 海岸に係る総合的な保全の基本的な考え方及び海岸保全施設の整備について定め、海岸整備や維持または修繕の基本的な実施の基本となるべき計画。  |

| NO | 用語                        | 内容  |
|----|---------------------------|---|
| 46 | 海岸カルテ                     | 点検・診断等の結果や修繕等対策の履歴を継続的に記録するものであり、海岸保全施設の状態を把握し、適切な対応を検討する上での基礎となる資料。  |
| 47 | 維持管理計画                    | 計画的な修繕・更新等により予算の平準化を図るため、港湾毎に策定する維持管理計画。  |
| 48 | 機能保全計画                    | 計画的な修繕・更新等により予算の平準化を図るため、漁港毎に策定する機能保全計画。  |
| 49 | 鳥取県砂防関係施設長寿命化計画           | 保全対象を守る観点から既存の砂防関係施設の健全度等を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保することを目的として、維持、修繕、改築、更新の対策を的確に実施するための計画。                     |
| 50 | 鳥取県治山施設個別施設計画             | 保全対象を守る観点から既存の治山施設の健全度等を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保することを目的として、維持、修繕、改築、更新の対策を的確に実施するための計画。                       |
| 51 | 鳥取県砂防関係情報管理システム           | 砂防・地すべり・急傾斜の指定地台帳・設備台帳、土砂災害警戒区域等に関する区域調書・公示図書の既存各種台帳データの情報をGIS（地理情報システム）を利用して一体的に登載・管理し、砂防事業の効率的展開等を支援するシステム。 |
| 52 | 鳥取県山地災害危険地区情報システム         | 山地災害危険地区に関する各種調査データや治山設備台帳など関連データをGIS（地理情報システム）上で管理し、治山業務の計画、管理及び資料作成を支援するシステム。                               |
| 53 | 鳥取県砂防インフラ維持管理システム         | インフラ管理に関連する各種情報をDB化することで、点検・修繕計画の策定（見直し）等に係る負担を軽減するほか、点検業務の効率化を図るなど、インフラ管理に係る各種業務を支援するシステム。                   |
| 54 | 地すべり防止施設長寿命化計画            | 地すべり防止施設の機能低下を防止し、所定の機能及び性能を長期にわたり維持・確保し続けるための計画。   |
| 55 | 鳥取空港維持管理・更新計画             | 鳥取空港内の共用性、航空機の運航に対する安定性等の確保並びに長寿命化を図り、維持・更新に係る予算の平準化を図ることを目的とした計画。  |
| 56 | 鳥取県天神川流域下水道事業ストックマネジメント計画 | 長期的な視点で天神川流域下水道施設の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設管理の最適化を図る計画。                             |
| 57 | 鳥取県立都市公園施設長寿命化計画          | 都市公園施設の安全性確保や機能保全を図るため、施設の管理類型別（予防保全型管理、事後保全型管理）に管理方針や長寿命化計画対策等を設定した計画。                                       |

---

鳥取県公共施設等総合管理計画  
[第2期 令和8年度～令和27年度]  
令和8年3月策定  
鳥取県

総務部行政体制整備局行財政改革推進課  
〒680-8570  
鳥取市東町1丁目220番地  
電 話 0857-26-7088  
ファクシミリ 0857-26-7616  
E - m a i l [gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp](mailto:gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp)

---